

第2次北杜市食と農の杜づくり推進計画 (第2次北杜市食育推進計画)

～みつめよう！食の原点～

令和2年3月
北 杜 市

お宝いっぱい 健幸北杜

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」北杜市は、「山」「紫」「水」「明」の地といえる自然環境に恵まれ、豊かな四季の移り変わりは、好循環を生み、万物に恵みをもたらします。

豊富な水、きれいな空気、おいしいお米、おいしいお酒、安全な野菜や果物。

さらには、この地に暮らす人々の豊かな心、豊富な人財や文化など、ここには『お宝』がいっぱいです。

これらが身近に寄り添う、日々の暮らしは、心も体も健康にし、幸せな生活につながっています。

これからも、私たちが「健やか」で「幸せ」であり続けるためには、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人のつながりを大切にし、安心して生活できる健全な社会を後世に引き継いでいかなければなりません。

市民、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの立場で取り組み、一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指して、ここに「お宝いっぱい 健幸北杜」を宣言いたします。

平成 30 年 1 月 23 日

北杜市長 渡辺英子

はじめに

私たちが「健やか」で「幸せ」であり続けるためには、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人のつながりを大切にし、安心して生活できる健全な社会を後世に引き継いでいかなければなりません。市民、家庭、企業、行政がそれぞれの立場で取り組み、一生涯健康で暮らせる「ふるさと北杜」を目指して、平成30年1月には、「お宝いっぱい 健幸北杜」を宣言し、今まさに取り組むべき施策を具体化し、着実に実行するため、令和2年3月、「第2次北杜市総合戦略」を策定したところです。

このため、「第2次北杜市食と農の杜づくり計画(第2次北杜市食育推進計画)」の策定にあたり、市民アンケートを実施するとともに、北杜市食育・地産地消推進協議会での審議、パブリックコメントの実施など幅広く市民の皆様の意見や要望を集め計画へと反映しました。

そこで、第2次総合戦略を受けて策定した本計画は、整合性を図り、具体的施策の進捗管理を個別計画の中で、より明確にすることで、施策の実行性を高めました。また、「北杜市食と農の杜づくり条例」に基づく基本理念の柱に沿って、具体的施策を整理することで、多岐にわたる分野の各所管事業の連携を分かりやすく取りまとめたところであります。

市は、この計画に基づき、本市の特長を生かした「食育」の推進をこれまで以上に図って参ります。北杜市の豊かな自然によってもたらされる農畜産物の恵みや、農場から食卓までを支える多くの人々に感謝する心を育み、人と自然、人と社会そして、人と人のつながりが、更に、深まることを期待しています。

「食」は命を育む原点です。「食」と「農」に関わる全ての皆様と共に、「お宝いっぱい 健幸北杜」に込めた思いを実現するため、相互に理解を深め、連携し、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に積極的に参加していただきたく、市民の皆様方のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、推進計画の策定に際し、貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、慎重かつ十分な審議をいただきました北杜市食育・地産地消推進協議会委員、その他関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

北杜市長 渡辺 英子

目 次

第1章 食と農の杜づくり推進計画の趣旨

- 1 策定の趣旨 P4
- 2 計画の位置づけ P5
- 3 計画の期間 P5

第2章 食と農をめぐる現状と課題

- 1 現状 P6
- 2 課題 P10

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念 P13
- 2 スローガン P13
- 3 取り組みの基本方針 P14
- 4 施策体系 P15
- 5 計画の推進体制 P16
- 6 推進に向けた役割 P17
- 7 計画の推進管理 P18

第4章 施策推進に関する考え方

- 1 豊かな人間形成の推進 P19
- 2 健康の推進 P21
- 3 食文化及び農文化の継承 P23
- 4 地産地消の推進 P24
- 5 循環型社会形成の推進 P26
- 6 安全で安心な食生活の推進 P27
- 7 食育推進活動の充実 P27

第5章 具体的取組 P28 ～

第6章 目標値 P45

(付属資料)関係法令 P47

アンケート結果 P62

北杜市食育・地産地消推進協議会 P76

第1章 食と農の杜づくり推進計画の趣旨

1 策定の趣旨

国は、平成17年に「食育基本法」を施行し、食育を国民運動として推進することとし、平成28年度からは「第3次食育推進基本計画」を実施しています。また、山梨県においても、平成28年に「第3次やまなし食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。

本市においては、平成24年4月に「北杜市食と農の杜づくり条例」を施行し、この条例を踏まえ、市民が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会を実現することを目指し、平成27年2月に「食」は私たちの「いのち」の源であることから「みつめよう！食の原点」をスローガンに「第1次北杜市食と農の杜づくり推進計画」を策定しました。

第2次計画の策定にあたっては、第1次計画により実施してきた取り組みの評価を行い、また、市民アンケートや農業関係者、教育関係者、医療関係者等で組織する北杜市食育・地産地消推進協議会での意見集約を行い、課題を整理したうえで、計画の方向性をまとめてまいりました。その結果、朝食の欠食率増加や学校給食における地産地消率の伸び悩み等の課題に対し、行政、市民、教育関係者等、多様な関係者が協働して取り組み、本市における食育事業を更に推進することとしました。

山紫水明の地である本市は、山岳景観日本一、オオムラサキ生息数日本一、ミネラルウォーター生産量日本一、日照時間日本一を誇ります。雄大で肥沃な大地、たくさんの陽の光と清らかで豊富な水に育まれた、おいしいお米、安全な野菜や果物など、食と農に関わる「お宝いっぱい」の環境に恵まれた、本市だからこそ出来る「食育」を通じて、市民一人ひとりの心と体の健康と幸せな生活に繋がることを目指し、「健幸北杜」の実現に向け、この計画をもとに推進してまいります。

食育とは

食育とは、国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みのことです。

食育基本法では、食育を、

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

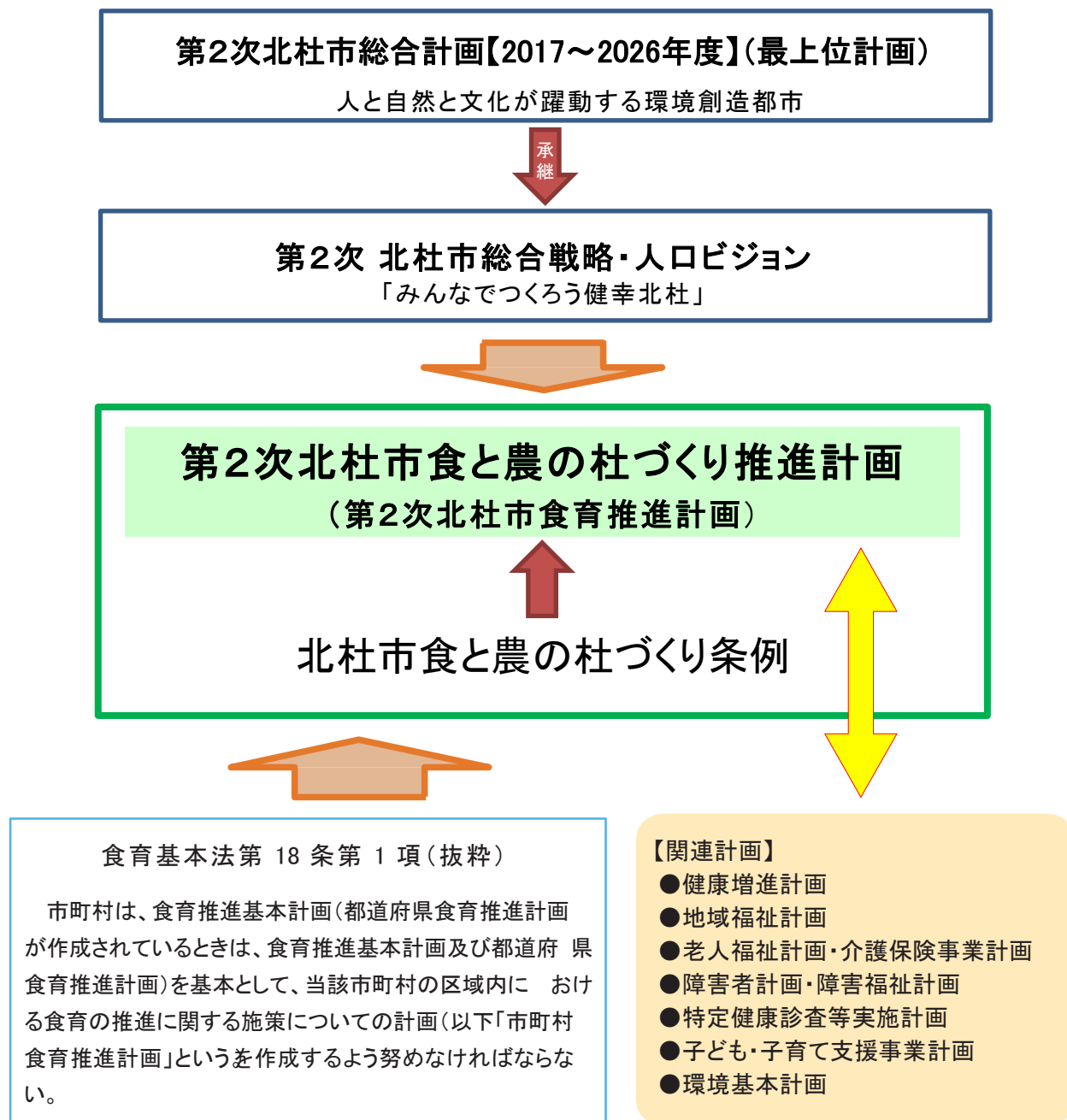
と、位置づけています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「北杜市食と農の杜づくり条例」第9条に基づき策定したもので、本市の最上位計画である「第2次北杜市総合計画」をはじめ、「第2次北杜市総合戦略・人口ビジョン」のもとに位置づけます。

なお、この推進計画は食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」に該当するものです。

。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 食と農をめぐる現状と課題

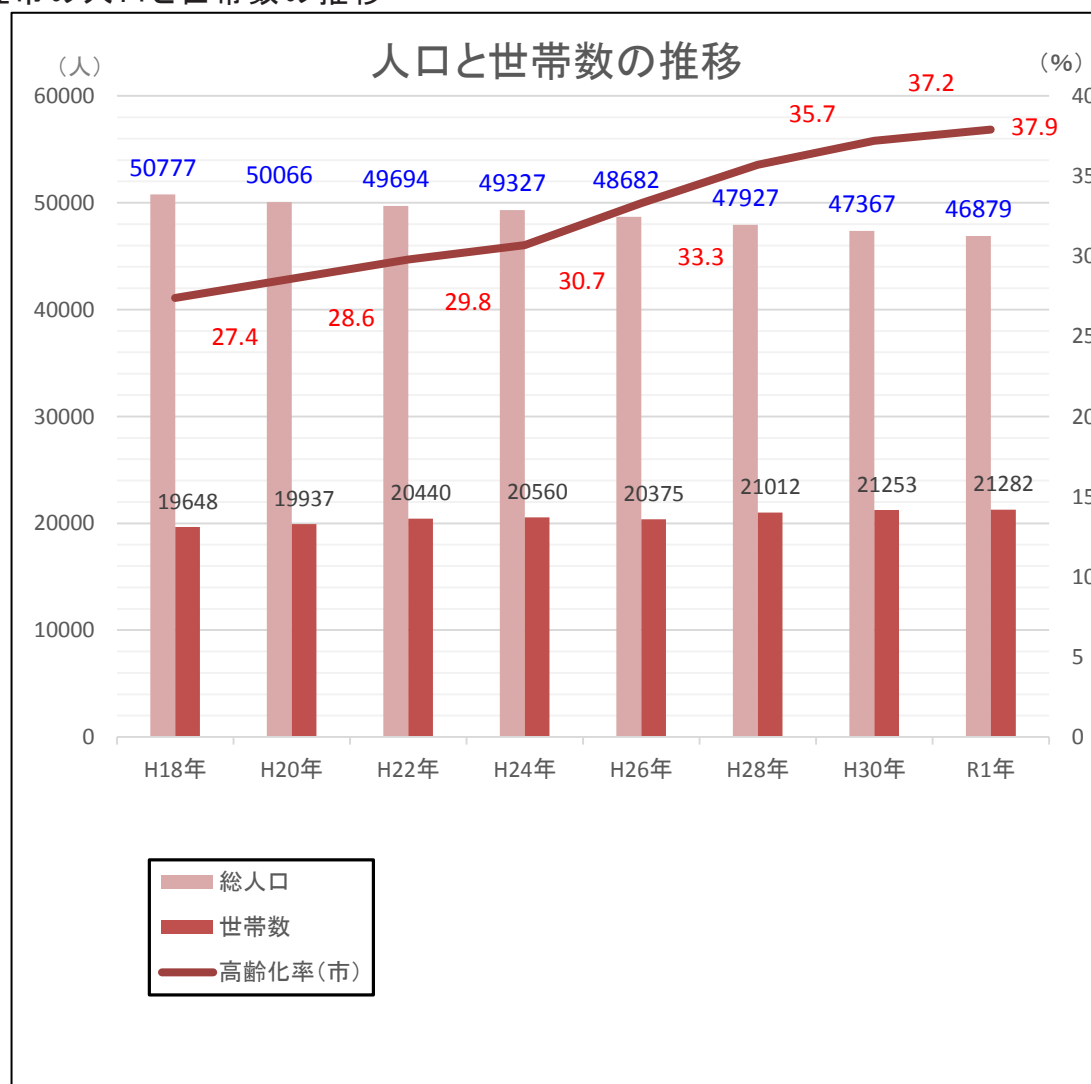
1 現状

(1) 人口構成の推移

市の高齢化率は令和元年に37.9%となり、第1次計画を策定した平成26年度時点から 4.6ポイント増加し、国の高齢化率28.3%と比較して非常に高い水準にあります。（※国の数値は令和元年6月1日現在(政府統計)）

また、人口が減少する反面、世帯数は増加しており、核家族化が進んでいます。食文化の伝承を家庭内で行うことは以前にもまして難しい状況になっているといえます。

■北杜市の人口と世帯数の推移



(2) 農業の状況

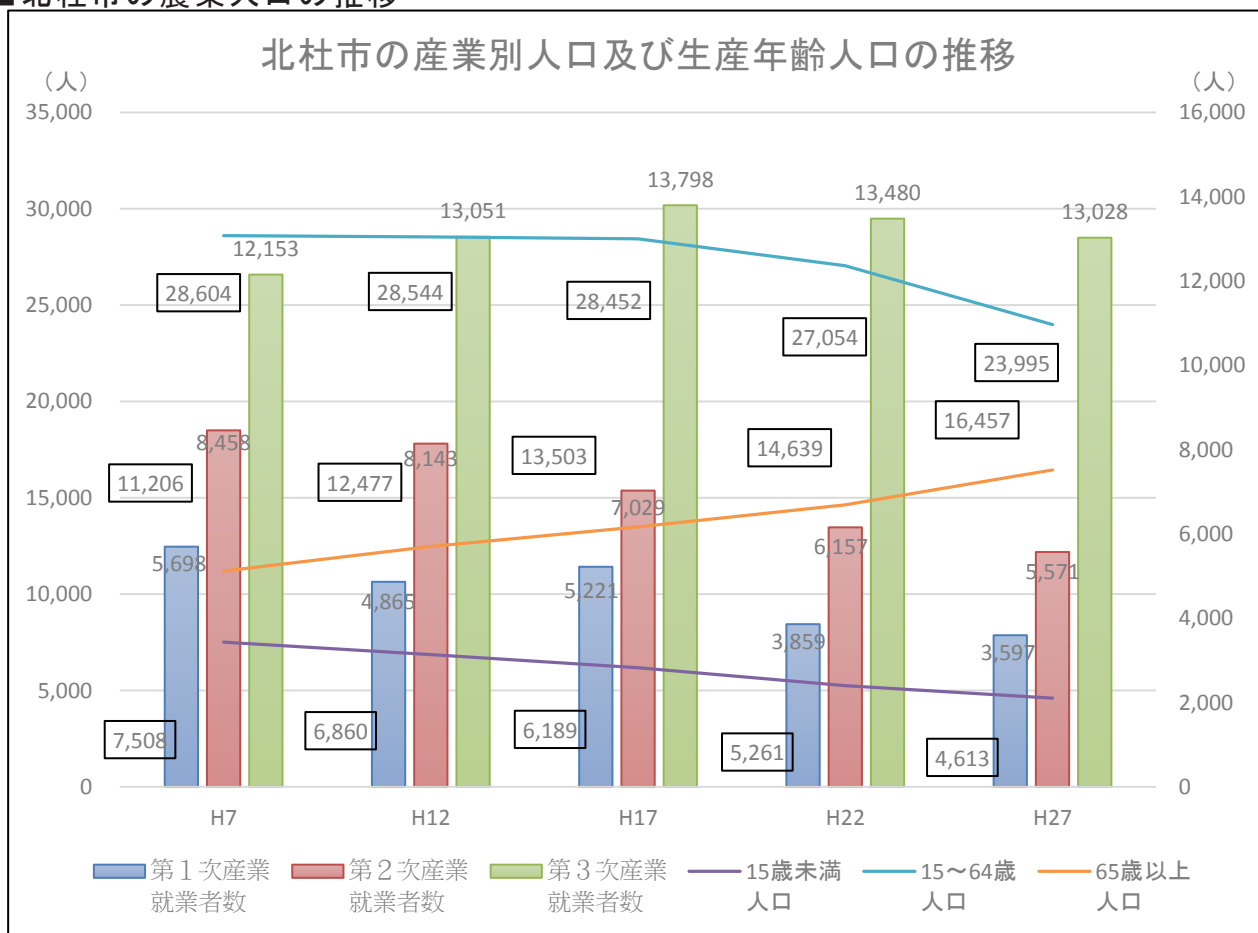
本市における生産年齢人口(15歳以上64歳以下の人口)は、急激な高齢化に伴い減少傾向にあり、農業のみならず、労働力不足が懸念されます。

農業に従事する人の数も減少傾向にありますが、生産者一人当たりの耕地面積は広くなる傾向にあり、家族経営の農業から法人化や機械化が進み、効率化が図られているものと推測されます。

経営耕地面積は、平成17年度以前の調査では、田の作付面積が減少に対し、畑の作付面積は増加していますが、その後は国の政策転換により、横ばいに推移しています。経営耕作総面積は大きな変動はありませんが、経営体数は大幅に減少し、1経営体あたりの耕作面積は拡大している傾向が見られます。

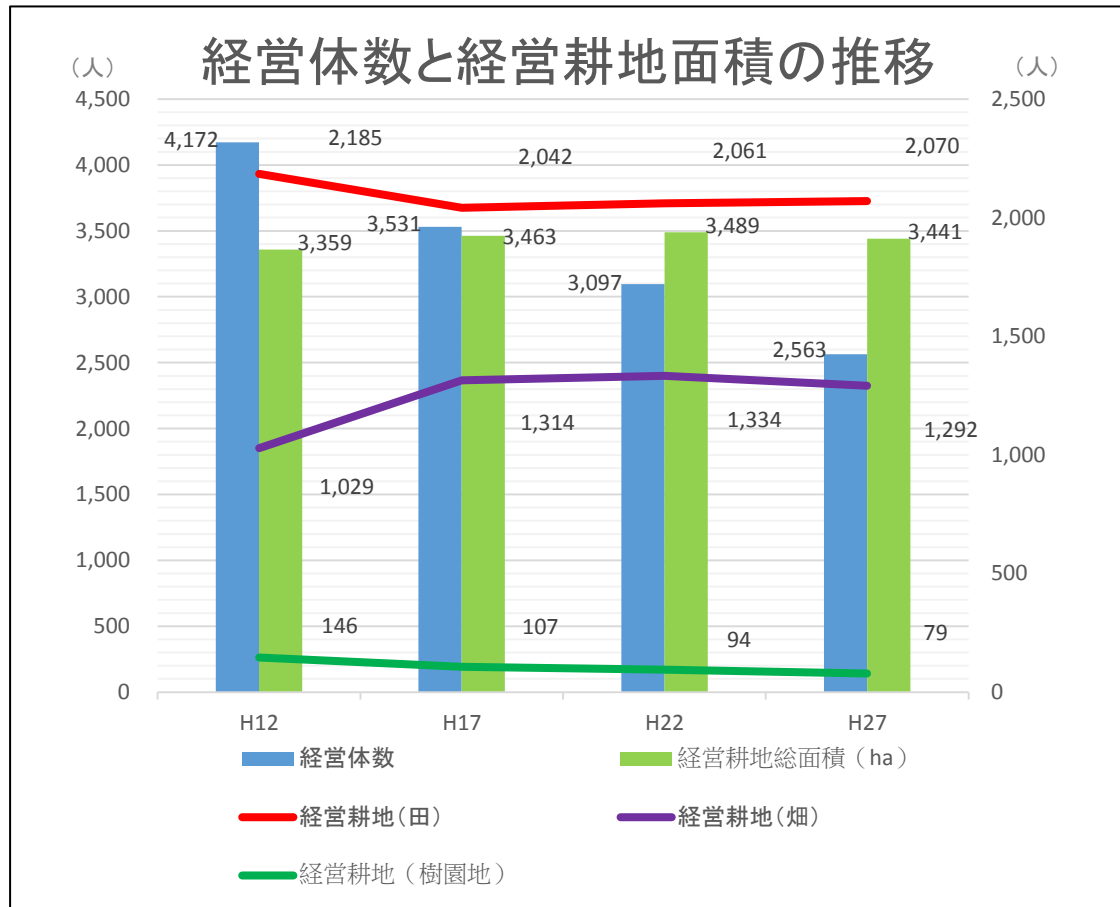
また、農業産出額の割合を全国、全県と比較すると、山梨県が果実の生産が中心であるのに対し、本市は米、野菜の比率が高く、米の産地である特徴があり、更に特徴として花きの生産も盛んであります。

■北杜市の農業人口の推移



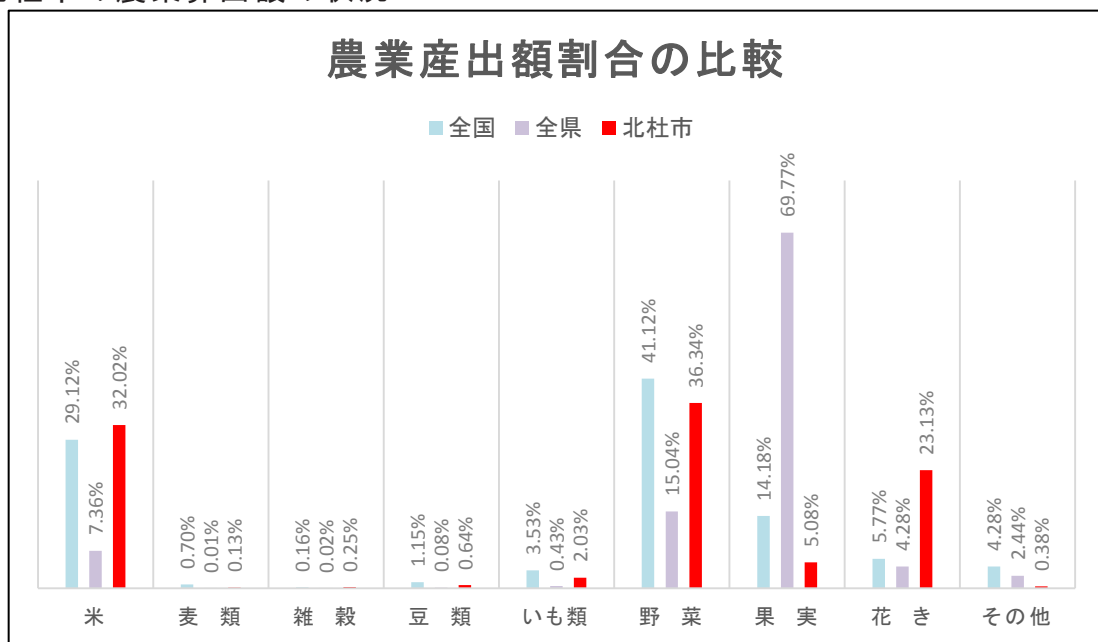
資料：国勢調査(H7－H27)

■北杜市の経営体数と耕地面積の推移



資料：農林業センサス(H12－H27)

■北杜市の農業算出額の状況



資料：生産農業所得統計(H29)

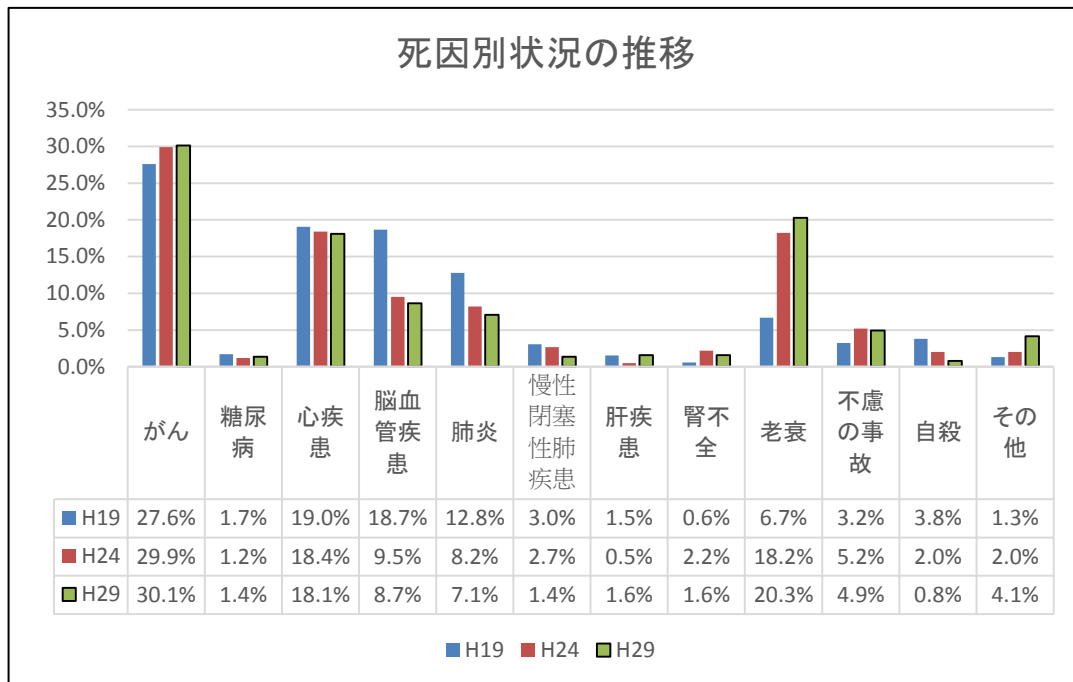
(3) 健康に関する状況

本市における死亡要因の上位は、平成29年度の調査で「がん」が30.1%、「老衰」が20.3%、「心疾患」が18.1%、「脳血管疾患」が8.7%となっています。

老衰を除く、これら上位の生活習慣病による死亡が全体の半数以上を占めています。

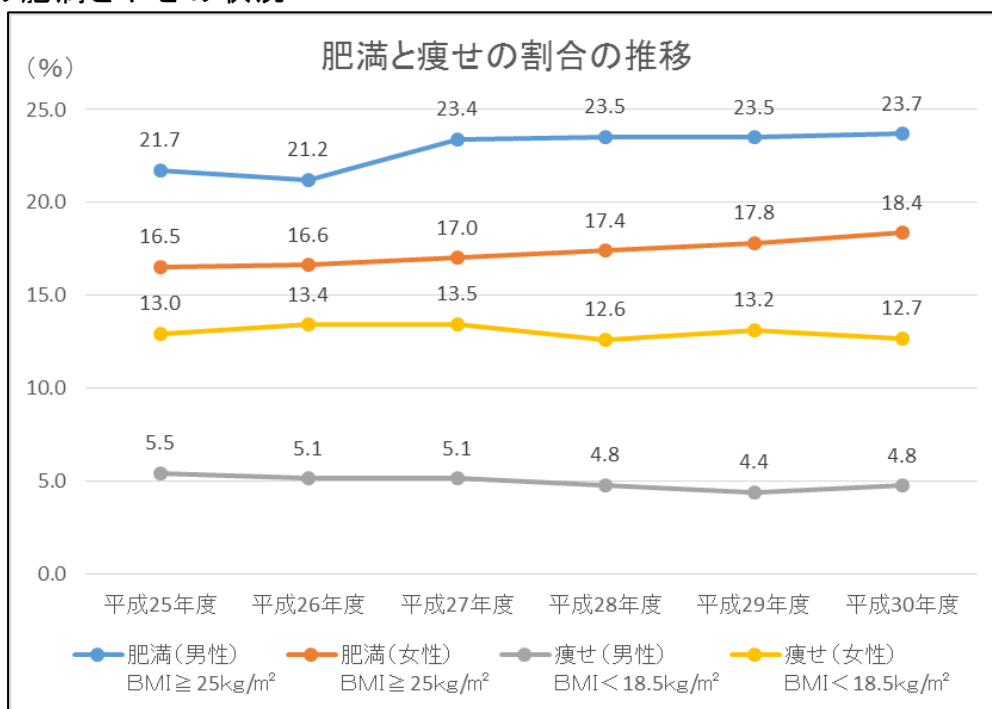
また、肥満と痩せの傾向については、最近5年間の推移で男性、女性ともに肥満者の割合が増加しています。特に女性の肥満傾向は年々増加率が上昇しています。

■北杜市の死因別状況



資料：人口動態調査（H29）

■北杜市の肥満とやせの状況



資料：健康増進課調べ（H25—H30）

2 課題

本計画を策定するにあたり、市民アンケートや市内連絡会議を行い、第1次計画における目標の達成状況等を調査し、課題の把握を行いました。

(1) 食育について

アンケートの結果から食育の認知度は、「言葉も意味も知っていた」と回答した人が67.7%で市民の多くが内容を理解しており、食育に関心があるかとの質問には「関心がある」「どちらかといえば関心があると回答した」人の割合は80.7%となっています。特に30代女性の割合は100%に達しており、現行計画で取り組んできた保育園や小学校での「教育ファーム」「キッチン事業」の効果が子育て世代の数値に表れているのではないかと考えられます。

しかし、今後、子育て世代の中心となる10代、20代女性の関心は低く、更には男性の関心も低い傾向が見られます。

本市の特徴的な取組である教育ファームや原っぱ教育の取組を市内外へ向けて、より一層普及啓発を行い、本市の魅力を知っていただくとともに、食育への関心を高めてもらう必要があります。

(2) 共食について

アンケートの結果から「家族と一緒に朝食〔夕食〕を食べることが週に何日ありますか」との質問には、朝夕どちらも「ほとんど毎日」と回答した人が最も多く、朝食が61.3%、夕食が70.3%となっています。

食事回数に換算した値では週11.5回を家族の誰かと食べているとの結果であり、国が目標としている10回を上回り、本市においては家族での食事機会が比較的保たれている結果となりました。

しかし、朝食では25.5%、夕食では15.4%の人は一人で食事する結果となっており、その内、「過去1年以内に地域や所属コミュニティでの食事会等に参加しましたか」との問には、63.4%の方が「ない」と回答しています。年代別内訳は70代が27.5%、続いて20代が22.5%、50代が20.0%、60代も同じく20.0%、10代が7.5%、30代が2.5%、40代は0%でした。高齢の方ほど、割合が高く、地域とのつながりの希薄化が心配されます。

（３）朝食の欠食について

子どもの朝食の欠食について、小学１年生から中学３年生を平均した欠食率を、これまでの１０年間で推移をみると、平成２０年に１０．１％だった数値は、平成２５年には６．８％まで改善しましたが、その後、徐々に増加傾向にあり、平成３０年には９．４％となっています。

小学生の１０年間の推移は６％から７％の間で推移しています。

中学生は平成２０年の１３．３％から、平成２５年に８．２％まで改善しましたが、平成３０年に１３．４％と悪化し、変動も大きくなっています。

小学生、中学生共に、近年は増加傾向にあるため、積極的な啓発事業を行い改善を図る必要があります。

また、成人への調査では、「ほとんど毎日たべる」という人が８８．６％となり、多くの人は欠食をしていない状況ですが、２０代、３０代の男性においては「ほとんど食べない」という割合が特に高く４割近くが欠食しており、２０代女性でも４人に１人の割合で「ほとんど食べない」と回答しています。

若い世代の朝食の欠食がうき彫りとなりましたが、既存事業では、接点を作りづらい世代のため、効果的な事業の展開と工夫が課題です。

（４）地産地消について

学校給食における地場産物の使用について、近年の推移をみると平成２２年度の４２．８％から、平成２４年度には４５．４％と改善しましたが、平成３０年度実績では４０．３％となっています。

納品している農家との意見交換会や北杜市フードバレー協議会でのプロジェクトチームなど、改善に向けた取り組みは行っているものの、農家との直接契約の場合、納入時間、市内物流、生産ロット数など課題があり改善に至っていません。

今後は、小中学校だけでなく、保育園での地場産物の使用割合も高めていくため、令和２年秋頃から公立保育園で完全給食を実施し、北杜市産米の提供を行う予定です。

子どもだけでなく、将来の若い世代の地産地消の意識向上のためにも、給食での市内産、県内産農畜産物の使用率の向上を図る必要があります。

(5) 健全な食生活について

栄養バランス等に配慮した食生活、運動や食べ方について、アンケート結果から、「食事を作る際に一番気をつけることは何ですか」という問いに対し、「栄養バランス」と回答した方が44.0%で、次いで「自分や家族の好み」14.4%となっており、健康面への関心が高いことがみて取れます。

また、栄養バランスに配慮した食生活を送っていますか」という問いに対して、「はい」と回答した方が80.6%で栄養バランスを意識している人が多いです。

しかし、「主食、主菜、副菜を3つ揃えて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか」という実践に関する問いに対しては、60.2%となっており、意識と実践に20ポイントの開きが生じています。

「主食、主菜、副菜」の組み合わせは、栄養素に関する詳しい知識が無くとも、栄養バランスが取りやすいため推奨されており、正しい知識の普及が課題です。

更に、世代別に見ると男女共に20代の栄養バランスに対する意識や行動に関する値が低く、将来の自身の健康や子どもへの影響が心配されるため、正しい知識と適切な食習慣の普及が課題です。

(6) ボランティアについて

「食育」を子どもや地域の一人ひとりに普及させるには、地域に密着し活動するボランティアの存在は必要不可欠です。特に食生活改善推進員においては、「おやこ食育教室」や「米消費拡大料理教室」など、食に関わる様々な事業において主体的に食育推進のため活動をしていただいています。

会員数の減少は、会員の高齢化や働く女性の増加に伴う新規入会者の減少など、様々な要因が考えられますが、会員減少に伴う負担の増加や、食育推進に関わる活動の規模縮小や活動廃止など、事業の減退が懸念されます。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

- (1) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること並びに食及び農に関わる様々な人々の苦
労や努力に支えられていることを実感できるような体験活動等を通して、豊かな人間形成に資す
る取り組みであること。
- (2) 市民一人ひとりが、食についての意識を高めるとともに、食に関する適切な判断力を養い、生 涯
にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進を図る取り組みであ
ること。
- (3) 日本の伝統的な食文化及び農文化を次世代に受け継いでいく取り組みであること。
- (4) 生産者及び消費者との交流が図られることにより、地産地消への理解が深められ、地域の活性
化に資する取り組みであること。
- (5) 市民一人ひとりが生産から消費に至る過程における環境への負荷について知識を深め、環境に
配慮した生活を営むことにより、自然環境の保全及び循環型社会の実現に資する取り組みであ
ること。
- (6) 市民一人ひとりが食品の安全性をはじめとする食に関する知識及び食を選択する力を習得する
ため、市と国、県及び関係機関との積極的な情報交換又は意見交換に資する取り組みであるこ
と。
- (7) 食及び農の学習並びに体験活動を通して、地域内外の交流を図るとともに、専門的知識を備え
た人材を活用した食育活動の充実に資する取り組みであること。

2 スローガン

「食」は、私たちの「いのち」の源であり、生きることにつながります。生きるとは、元気で楽しくいきいき生
活をすることであり、そのために、良い食習慣を身につけることが大切です。

食と農の杜づくりは、市民一人ひとりが食や農の意義や必要性など理解し主体的に取り組むことが大切
です。また、食と農の杜づくりを推進するには、家庭が食育を実践する場として中心的役割が果たせるよう、
家庭や地域で、相互の支え合いや協力をしながら食育活動を継続的に行っていくことが求められます。限ら
れた資源の中で、食と農の杜づくりを継続的に推進していくためには、行政のみならず、保育園、学校、生
産者、事業者等が連携を図りながら取り組まなければなりません。食育の取り組みを家庭や地域に広げ、
食育を通じて健全な心身を培い、豊かな人間性を育みながら、楽しく生き活きた人生を送ることができる
よう、スローガンを「みつめよう！食の原点」としました。

3 取り組みの基本方針

本計画は、基本理念を踏まえて、長い歴史に育まれた豊かな大地と人々の営みにより形づくられた食文化・農文化を尊重し、次の7つの基本的施策により食と農によるまちづくりを進めます。

I 豊かな人間形成の推進

市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を推進するため、身土不二^{※1}を重んじた体験活動等を行い、それらの体験を通して知産知姓^{※2}を推進します。

II 健康の増進

市民が望ましい生活習慣を形成することができるよう、食と健康に関する情報提供、健康管理に関する指導等を行うなど、食と健康の関係を重視した取り組みにより、望ましい生活習慣の確立を図ります。

III 食文化及び農文化の継承

地域の食材を活用した郷土料理や伝統食など、本市ならではの食文化のすばらしさを再認識するとともに、長い歴史の中で、営まれてきた農文化を次世代に継承する取り組みを行います。

IV 地産地消の推進

地産地消を推進するために、生産者と消費者の農業体験等の活動に対しての支援、地産地消の活動となる人材の育成、学校給食等へ市内の農林畜産物を優先的に使用するなど、地域の農林畜産物の利用促進を図ります。

V 循環型社会の実現

食を支える豊かな大地を守るため環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、資源循環を促し、環境に配慮した行動について啓発、環境に配慮した農業を進め、自然環境と農地の保全に取り組みます。

VI 安全で安心な食生活の推進

市民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報提供を行います。

VII 食育推進活動の充実

様々な分野における相互の連携を促進し、効果的・総合的な食育の推進を図ります。

※1 身土不二（しんどふじ） … 明治時代に石塚左玄ら食養会が唱えた。人は、生まれ育った環境と密接な関係にあり、その環境から採れた物を食べることが最も体に良いという考え方。

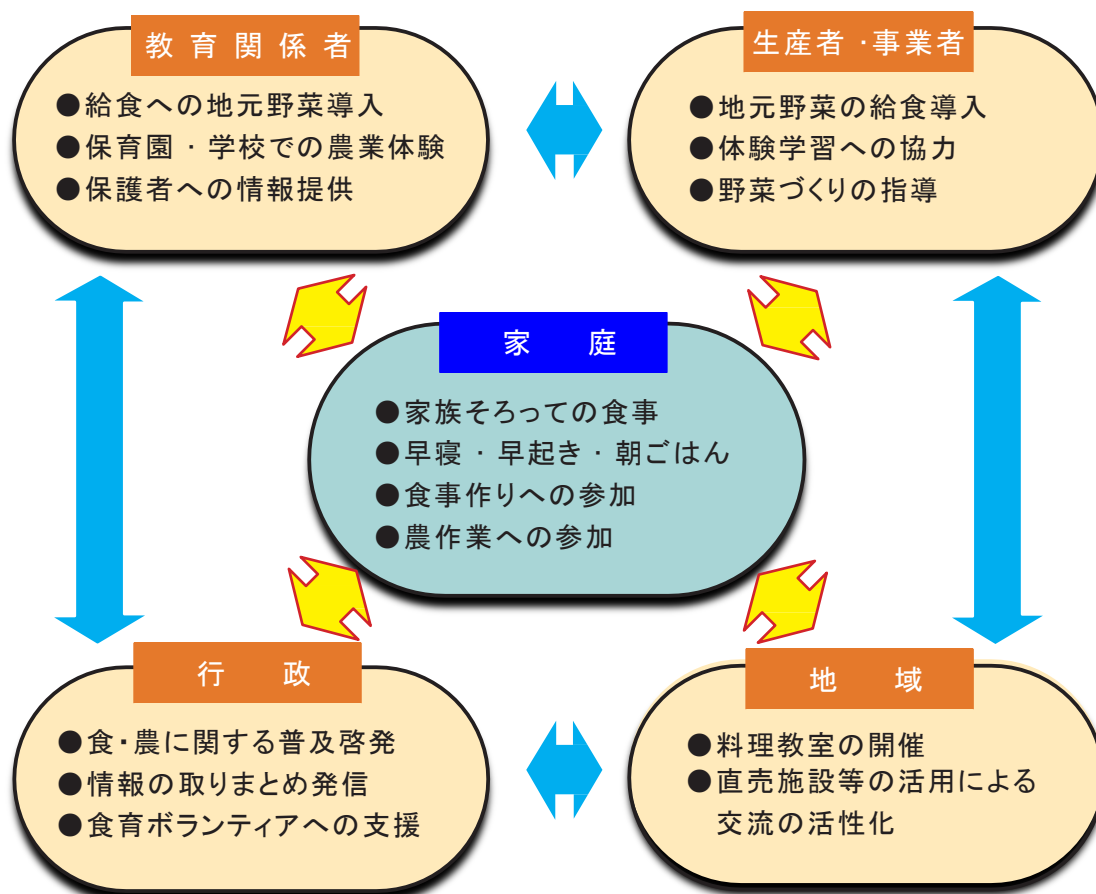
※2 知産知姓（ちさんちしょう） … 地元で生産された農林畜産物を知り、それらを生産する農業者を知るという意味の造語。

4 施策体系

大項目	中項目
I 豊かな人間形成の推進	①料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保 ②しつけや家庭教育による食に関する感謝の念や理解の醸成
II 健康の増進	①バランスのとれた食事への改善 ②規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践
III 食文化及び農文化の継承	①日本型食生活の再認識と食料の確保 ②伝承料理等食文化の伝承 ③食の礼儀作法の習得 ④農業体験等を通して農文化の伝承
IV 地産地消の推進	①地産地消・知産知姓の推進 ②地産地消する店舗等の促進 ③意欲ある担い手の確保・育成 ④特産品の産地化の推進 ⑤生産者と消費者との交流促進
V 循環型社会の実現	①豊かな自然環境を創造する活動の推進 ②環境教育の推進 ③環境にやさしいエコライフの実践
VI 安全で安心な食生活の推進	①食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実
VII 食育推進活動の充実	①関係分野の連携を促進

5 計画の推進体制

行政、市民、教育関係者、生産者及び事業者が、それぞれ食と農の杜づくりの主体であることを自覚して、相互理解と協力のもと、協働により推進していく体制を整備します。



北杜市食育・地産地消推進協議会

- 計画策定に関する協議
- 計画の進捗のチェック

庁内検討会

- 計画の見直し
- 計画の進捗の内部評価

6 推進に向けた役割

本計画は、市民生活の基本に関わるものであるため、その推進にあたっては、市民の十分な理解と主体的な行動が不可欠です。

また、食に関する諸活動は、食の生産から消費にわたる様々な場面で、行政をはじめとする多様な事業主体により進められていますが、全市的な取り組みとするためには、市民、教育関係者、生産者及び事業者等が食と農の杜づくりを担う一員であることを自覚し、主体的な参画と協働により取り組みを進めます。

行政の役割

- ◆ 食と農の杜づくりに関する基本的な施策を策定し、計画的に実施します。
- ◆ 地域の特性をいかすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な取り組みに努めます。
- ◆ 市民、教育関係者、生産者及び事業者等の自発的な取り組みを支援します。
- ◆ 市民、教育関係者、生産者及び事業者等との協働により食と農の杜づくりを推進します。
- ◆ 食と農の杜づくりに関する啓発活動及び情報の提供を行い、市民、教育関係者、生産者及び事業者等の理解を得るよう努めます。

市民の役割

- ◆ 食と農の杜づくりに関する知識・適切な判断力を養うよう努めましょう。
- ◆ 市が実施する施策に協力するよう努めましょう。
- ◆ 健全な食生活の実現に努めましょう。
- ◆ 家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう必要な指導を行うよう努めましょう。

教育関係者の役割

- ◆ 積極的に食育を推進するよう努めましょう。
- ◆ 専門的知識をいかし、主導的な役割を果たすよう努めましょう。

生産者の役割

- ◆ 農業に関する様々な体験機会の提供や消費者との積極的な交流を図るよう努めましょう。
- ◆ 教育関係者等と相互に連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めましょう。
- ◆ 食料の安全を確保し、消費者が安心して消費できる食料の生産及び供給に努めましょう。
- ◆ 環境に配慮して農林畜産物を生産するよう努めましょう。

事業者の役割

- ◆ 市が実施する施策に協力するよう努めましょう。
- ◆ 事業者等の活動が地域社会への貢献及び発展につながるよう努めましょう。
- ◆ 食に関する幅広い情報提供を行うとともに、安全性の高い食品の提供に努めましょう。
- ◆ 地元の農林畜産物を積極的に使用するよう努めましょう。
- ◆ 環境に配慮して事業を行うよう努めましょう。

7 計画の進捗管理

(1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくために、計画の進捗状況を定期的(1回以上/年)にチェックし、計画、実施、点検(評価)、改善のPDCAサイクルを活用し、取り組み内容を修正するなど、柔軟な進行管理を行います。

「北杜市食育・地産地消推進協議会」において、進捗状況の評価を行い、その意見を取り組みに反映します。

(2) 計画の見直し等

時代の変遷、社会の変化等により、この推進計画の見直しが必要となったときは、必要な措置を講ずるものとします。

第4章 施策推進に関する考え方

本市における課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、第3章で示した7つの基本的施策を達成するため、具体的に進める方策について示します。

1 豊かな人間形成の推進

現在、家族と暮らしていても一人で食事をする「孤食」や家族一緒に食卓を囲んでいるのに別々の料理を食べる「個食」が見受けられます。「食」を通じたコミュニケーションは、「食」の楽しさを実感し、豊かな心を育むことができると考えられるので、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がけることが必要です。

また、食べ物のありがたさ、尊さを知るためには、子どもの頃から食物に触れ、作ることの大変さ、多くの人の苦労や努力によって支えられていることを実感することが重要です。豊かな心を育むため、交流の機会や体験学習の場の充実を図ります。

1—① 料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保

◆食を通じた交流機会の充実

大勢で料理をつくる喜びや絆の大切さを実感するため、親子や地域、世代間において食を通じた交流の機会を充実します。

また、地域で開催される行事・イベントにおいて食をテーマに取り上げ、食を通じた地域交流の機会を増やし、市民の関心を高めます。

◆家族団らんの機会の充実

食事を家族全員でそろってとるなど家族団らんの場を作ることは、食を楽しみ家族関係を円滑にするために重要です。しかし、家族それぞれが日々忙しい生活の中で、家族そろっての食事は難しくなっているのが現状です。

本市は、豊かな自然の恵みを最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになったことから、この豊かな自然と“農”に対する汗に感謝しながら、健康な暮らしの第一歩である“朝ごはん”を市民が毎日欠かさず食べ、満ちあふれた自然の恵から学び、そこから生まれる食に関心を持ち、生涯にわたりみんなが健康で暮らすことで、家族はもとより市民相互の絆を保ち続けることを願い「おはよう！！朝ごはん宣言」を行いました。そこで、この宣言の普及拡大を推進します。

1—② 食に関する感謝の念や理解の醸成

◆教育ファーム(農業体験)の推進

農業体験によって、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること、また、農産物の「旬」や季節の移り変わりを全身で感じるなど、「五感」を刺激することで、食の原点となる農への関心度を高め、健康な子ども、心豊かな子どもの成長につながることを目的として、市・保育園・学校・生産者等が主体となり、食の生産に関する一連の体験の機会を提供します。

また、食育をテーマに年間活動計画を策定し、教育活動全般において食育を意識した教育を組織的に推進します。

◆家庭教育の支援の充実と食育を学ぶ機会の充実

楽しく食事をする事の大切さや規則正しい食事、箸の使い方などを習得するため、様々な機会を通じて家庭教育の支援を充実します。

また、「食育月間」や「食育の日」に合わせ、小中学生を対象とした「おはよう！！朝ごはん事業」を実施するなど、学校と家庭をつなぐ事業により食育の推進を図ります。

人が健康で豊かな人間性を育むためには健康な食生活が必要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においてもあてはまることです。

このため、子どもだけでなく胎児期から高齢期までのすべての世代において、バランスのとれた食事、規則正しい食生活の実践を促進します。

また、丈夫な骨づくりは老後の健康的な生活には欠くことができないことから、骨量を増やす・保つための栄養・生活指導を実施します。

2—① バランスのとれた食事への改善

◆保育園・小中学校及び保護者に対する栄養・生活指導の推進

子どもやその保護者が、様々な体験やしつけを通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

◆妊婦及び乳幼児期の保護者向け栄養教育・栄養相談の充実

妊婦や乳幼児期の保護者に対し、妊娠・出産前後の生活習慣や食習慣を改善するため、講座や各種健診等を通じて栄養指導を充実します。また、妊婦や乳幼児のそれぞれの成長段階ごとに各種の相談会や必要に応じて訪問を行い、栄養相談等を充実します。

◆食事バランスガイドの普及・啓発

各家庭で、バランスのよい献立を作っていただくために、食事バランスガイドの普及啓発に努めます。

◆食生活の改善指導と健康講座の充実

健診の結果や日ごろの生活習慣・食生活等をもとに、生活習慣等の問題を見つけ、保健師・栄養士による食生活の改善に向けた個別相談を充実します。

また、病気に関して正しく理解し、食事や運動の大切さを認識するとともに、健康維持・増進を図るための知識と手法を生活に取り入れた健康講座を充実します。

◆料理実習機会の充実

適切な食事のバランスや味覚、安全な食材の選び方など食生活全般について、料理実習を通して学ぶ機会を充実します。

2—② 規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践

◆「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

最近の子どもたちは、「よく体を動かし、よく食べ、よく寝る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れています。このような家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域一丸となった取り組みが重要な課題となっています。

また、生活習慣づくりは、子どもだけでなく大人にとっても大切です。不規則な生活を送っていると、睡眠ホルモンのバランスが崩れ、不眠症やうつ病になるとも言われています。

また、毎日食事を食べることによって、午前中、しっかり活動できる状態を作ることが大切です。そこで、基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に展開します。

◆高齢者に配慮したサービスの提供

近年、過疎化や高齢化が進む中、日常生活を送る上で買い物が不便な方が増えているため、移動手段の確保が必要不可欠となっています。

高齢者が、毎日健康で、食事をおいしく食べられるよう、買い物、配食、見守りなどのサービスを実施します。

3 食文化及び農文化の継承

本市は、日本一の日照時間や三つの日本名水百選に代表される水資源を有するなど、豊富な自然環境を誇っています。

この豊かな自然を、先人たちは最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化あわせて農文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになり、市の大きな財産となっています。

この地場産物を使用した食事「ごはん」を中心とした日本型食生活の再認識及び普及を図ります。さらに、郷土料理や行事食など、本市ならではの食文化のすばらしさを再認識するとともに、長い歴史の中で、営まれてきた農文化の継承を促進します。

3—① 日本型食生活の再認識と食料の確保

◆日本型食生活の普及

保育園、学校給食他、イベントや料理教室等において、「ごはん」や魚料理を中心とした日本型食生活の素晴らしさの普及を図ります。

3—② 伝統料理等食文化の伝承

◆郷土料理の掘り起こしと普及

北杜市の各地域に伝わる郷土料理の掘り起こしを行うとともに、行事食(正月、節句等)の継承を保育園、学校給食他、イベントや料理教室等の機会を通して推進します。

3—③ 食の礼儀作法の習得

◆食に関するマナーの習得

家族団らんの機会の希薄化や家庭で調理に接する機会が減っていることに伴い、家庭の中で教えてもらうことができた「食事をするときの姿勢や習慣」「あいさつ」「主菜・副菜を頂く順序」「配膳や片付け」「箸の持ち方」など、食に関するマナーを習得する機会も減少しています。そのため、家庭はもちろんのこと、保育園、学校などで子どもの頃から食に関する習慣・マナーの習得に向けた取り組みを推進します。

3—④ 農業体験等を通しての農文化の伝承

◆伝統ある農村文化の伝承

農とのふれあいを求めている市民の期待に応え、ふるさととして愛着のもてる「農あるまち」を目指して、伝統ある農の文化を継承し、農業を通じて地域との交流を促進します。

4 地産地消の推進

4—① 地産地消・知産知姓の推進

◆地産地消・知産知姓の推進

保育園、小中学校の給食において、地産品を積極的に取り入れ、給食感謝祭の開催により交流を図るなど、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる関係作り」ともいえる地産地消を推進すると同時に、地域を知る「知産知姓※」を実現することで、本市の農林畜産業の振興、ひいては地域社会の維持発展を目指しています。

4—② 地産地消を推進する店舗等の促進

◆地産地消協力店登録制度の推進

北杜市産品の生産振興と消費拡大を目的に、市内で生産される農畜産物や加工品を積極的に取扱うとともに地球環境にやさしい取り組みを行っている店舗等を「北杜市エコひいき地産地消協力店」として登録する制度の普及拡大を図ります。

4—③ 意欲ある担い手の確保・育成

◆未来を支える多様な担い手づくり

本市農業は、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に伴い、耕作放棄地の増加、農業生産活動の低下等、多くの問題を抱えています。

一方、農家の経営形態は家族経営が主体ですが、農業生産法人が増加するとともに、さらに企業の農業参入等、経営の多様化が進んでいます。

こうした中で、本市農業が将来にわたって維持・発展していくには、多様な担い手を確保・育成していくことが必要です。

また、水稻や野菜栽培を支える中核的な担い手として、効率的かつ安定的な農業経営が実現できる経営体を育成することが極めて重要であり、加えて家族経営を担っている女性や高齢者の活動を促進することも必要となっています。

このため、農業に関心を持つ若者から団塊の世代まで幅広く人材を確保するとともに、本市農業の中核を担う経営体(認定農業者や農業生産法人等)の育成や企業の農業参入の促進、農村女性の経営参画の推進等、未来を支える多様な担い手づくりを進めます。

※ 知産知姓(ちさんちしょう)… 地元で生産された農林畜産物を知り、それらを生産する農業者を知するという意味の造語。

4—④ 特産品の産地化の推進

◆ 魅力ある特産品の産地化と新たな販売ルートづくり

「梨北米」としてブランドが確立した当地域の基幹作物の水稻については、消費者が求めるおいしい米づくりをさらに推進し、売れる米づくりを目指していきます。

また、環境に配慮した農産物の生産振興と流通を促進するための取り組みを進めます。

さらに、地産地消を推進するために生産者、消費者の双方にとって身近な直売活動の支援や地場農畜産物の消費拡大に取り組むなど、郷土の食を絆とした、消費者、生産者、食品産業の事業者等とネットワークづくりを総合的に推進します。

4—⑤ 生産者と消費者との交流促進

◆ 生産者と消費者の農作業体験・交流

消費者と生産者の交流は、消費者には安心、生産者には生産意欲を与えます。食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っています。「食」は豊かな自然環境があつてこそと言えます。また、生産者がいなければ、消費者の手に食材は届きません。

そこで、食べ物のありがたさ、生産者への感謝の気持ちを知り、豊かな自然の大切さを実感することが重要です。そのため、子ども9 9もの頃から食物に触れ、作ることの大変さを理解する体験学習の場の充実を図ります。

5 循環型社会形成の推進

5—① 豊かな自然環境を創造する活動の推進

◆環境保全型の農業の推進

農業の生産性は、機械化、生産基盤の整備、品種改良等が推し進められたほか、化学肥料や農薬の施用等により、大幅な向上が図られてきました。一方、耕畜連携の後退や労働力不足等に伴い、堆肥等の有機質肥料から施肥労働負担が少なくて済む化学肥料への依存度が高まるなか、過度の効率追求や不適切な資材利用・管理により、農業生産活動が環境への負荷を与える場合があります。

このため、農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、環境保全型農業の取り組みを推進します。

5—② 環境教育の推進

◆環境教育と普及啓発の推進

環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身に付けることにより、行動に結びつく人材育成に取り組めます。

5—③ 環境にやさしいエコライフの実践

◆地域循環型社会の推進

地域ゼロエミッションを実現するための施策について検討します。

地域循環型の実現に寄与するために食品残渣の堆肥化によるリサイクル、廃食油・ひまわり油の活用などを検討します。

6 安全で安心な食生活の推進

6—① 食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実

◆ 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

「食」の安全性が損なわれると、健康に重大な影響や被害を及ぼす可能性があります。特に近年では、BSE、残留農薬、食品表示の偽装など食品の安全や信頼を揺るがす事件や事故の発生により、食品への不安を感じている消費者が増加しています。

子どもの頃から食品の安全性をはじめとする「食」に関する知識と理解を深め、より良い選択ができる力を身につける必要があります。

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集やあらゆる広報媒体の有効活用などによる効果的な情報の発信に努めます。

◆ 給食食材の安全確保

保育園、小中学校の給食においては、給食食材の放射線検査及び食材検査を実施し、安全で安心な食材の確保に努めます。また、地産品、有機無農薬野菜等も積極的に取り入れます。

7 食育推進活動の充実

7—① 関係分野の連携を促進

◆ 各種団体における相互の連携

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐に渡ることから、地域の特性を活かし地域に密着した食育を推進するために、様々な分野における団体の相互の連携が必要不可欠となります。

食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。

第5章 具体的取組

次頁一覧のとおり

■第2次北杜市食と農の杜づくり推進計画（案）の施策

I	1 豊かな人間形成の推進		
	1-①料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保		
	◆食を通じた交流機会の充実		所管課
	キッチン事業		商工・食農課
	食生活改善推進員養成・活動事業		健康増進課
	子育て応援フェスタ事業		ほくとっこ元気課
	いただきまーす！おいしいごはん！		子育て応援課
	学校給食食育推進事業		学校給食課
	◆家族団らんの機会の充実		
	「おはよう！！朝ごはん」推進事業		商工・食農課
	わくわくどきどきフードドライブ		福祉課
	1-②食に関する感謝の念や理解の醸成		
	◆教育ファーム（農業体験）の推進		
	教育ファーム事業		子育て応援課、商工・食農課、教育総務課
	いただきまーす！おいしいごはん！（再掲）		子育て応援課
II	◆家庭教育の支援の充実と食育を学ぶ機会の充実		
	学校給食食育推進事業（再掲）		学校給食課
	2 健康の推進		
	2-①バランスのとれた食事への改善		
	◆保育園・学校での子どもと保護者に対する栄養・生活指導の推進		
	高校生のための食育講座		ほくとっこ元気課
	地産地消給食事業		学校給食課
	いただきまーす！おいしいごはん！（再掲）		子育て応援課
	◆妊婦及び乳幼児期の保護者向け栄養教育・栄養相談の充実		
	利用者支援事業		ほくとっこ元気課
	妊婦・出産包括支援事業		ほくとっこ元気課
	乳幼児専門チームによる健診事業		ほくとっこ元気課
	養育支援訪問事業		ほくとっこ元気課
	ママパパ学級事業		ほくとっこ元気課
	愛育班組織育成事業		ほくとっこ元気課
	◆食事バランスガイドの普及・啓発		
	食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）		健康増進課
	健康情報普及啓発事業		健康増進課
	◆食生活の改善指導と健康講座の充実		
	健康相談事業		健康増進課
	健康情報普及啓発事業（再掲）		健康増進課
	健康教育事業		健康増進課
	◆料理実習機会の充実		
	健康教育事業（再掲）		健康増進課
	食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）		健康増進課
	2-②規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践		
	◆「早寝早起き朝ごはん」運動の推進		
	いいことチャレンジ健康ほくと（健康づくり推進事業）		健康増進課
	健康情報普及啓発事業（再掲）		健康増進課
	健康教育事業（再掲）		健康増進課
	教育ファーム事業（再掲）		子育て応援課、商工・食農課、教育総務課
	「おはよう！！朝ごはん」推進事業（再掲）		商工・食農課
	◆高齢者に配慮したサービスの提供（買い物や配色・見守りに関する生活支援事業）		
	お楽しみ給食サービス事業		福祉課
	高齢者交流の場促進事業		介護支援課
	生活支援体制整備事業		介護支援課
III	3 食文化及び農文化の継承		
	3-①日本型食生活の再認識と食料の確保		
	◆日本型食生活の普及		
	学校給食食育推進事業（再掲）		学校給食課
	食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）		健康増進課
	健康情報普及啓発事業（再掲）		健康増進課
	地産地消推進事業		商工・食農課
	教育ファーム事業（再掲）		子育て応援課、商工・食農課、教育総務課
	3-②伝統料理等食文化の伝承		
	◆郷土料理の掘り起こしと普及		
	食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）		健康増進課
	キッチン事業（再掲）		商工・食農課
	地産地消給食事業（再掲）		学校給食課

III		3-③食の礼儀作法の習得	
		◆食に関するマナーの習得	
		いただきまーす！おいしいごはん！（再掲）	子育て応援課
		学校給食食育推進事業（再掲）	学校給食課
		食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）	健康増進課
		キッチン事業（再掲）	商工・食農課
IV		3-④農業体験等を通して農文化の伝承	
		◆伝統ある農村文化の伝承	
		教育ファーム事業（再掲）	子育て応援課、商工・食農課、教育総務課
		4 地産地消の推進	
		4-①地産地消・知産知姓の推進	
		◆地産地消・知産知姓の推進	所管課
		北の杜フードバレープロジェクト事業	商工・食農課
		北杜市産農産物PR事業（仮称）	農政課
		地域ブランド創出支援事業	商工・食農課
		いただきまーす！おいしいごはん！（再掲）	子育て応援課
		地産地消給食事業（再掲）	学校給食課
		4-②地産地消を推進する店舗等の促進	
		◆地産地消協力店登録制度の推進	
		地産地消推進事業	商工・食農課
		4-③意欲ある担い手の確保・育成	
		◆未来を支える多様な担い手づくり	
		新規就農総合支援事業	農政課
		農業地域おこし協力隊支援事業	農政課
		県単土地改良事業	農政課
		担い手農業者育成事業	農政課
		農業振興推進事業	農政課
		4-④特産品の産地化の推進	
		◆魅力ある特産品の産地化と新たな販売ルートづくり	
		北の杜フードバレープロジェクト事業（再掲）	商工・食農課
		ふるさと納税グレードアップ事業	地域課
		地域ブランド創出支援事業（再掲）	商工・食農課
		ハヶ岳定住自立圏農林産物販売連携会議	商工・食農課
V		4-⑤生産者と消費者との交流促進	
		◆生産者と消費者の農作業体験・交流	
		教育ファーム事業（再掲）	子育て応援課、商工・食農課、教育総務課
		北の杜フードバレープロジェクト事業（再掲）	商工・食農課
		5 循環型社会形成の推進	
		5-①豊かな自然環境を創造する活動の推進	
		◆環境保全型の農業の推進	
		環境保全型農業直接支払交付金	農政課
		農産物高付加価値化推進事業	商工・食農課
		北杜市産農産物ブランド化事業（仮称）	農政課
		5-②環境教育の推進	
		◆環境教育と普及啓発の推進	
		地域環境美化活動推進事業	環境課
		環境教育普及啓発事業	環境課
		食品ロス削減推進事業	環境課
		廃食油回収事業	環境課
		5-③環境にやさしいエコライフの実践	
		◆地域循環型社会の推進	
VI		緑のカーテン推進事業	環境課
		環境保全型農業直接支払交付金（再掲）	農政課
		北の杜フードバレープロジェクト事業（再掲）	商工・食農課
		生ごみ処理機、ごみステーション設置費補助金	環境課
		消費生活研究会育成事業	総務課
		6 安全で安心な食生活の推進	
VII		6-①食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実	
		◆食品の安全性、その他食の選択に資する情報提供等	
		健康教育事業（再掲）	健康増進課
		高校生のための食育講座（再掲）	ほくとっこ元気課
		小中学生給食事業	学校給食課
VII		7 食育推進活動の充実	
		7-①関係分野の連携を促進	
		◆各種団体における相互の連携	
		地産地消推進事業（再掲）	商工・食農課
		食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）	健康増進課
		消費生活研究会育成事業（再掲）	総務課
		北の杜フードバレープロジェクト事業（再掲）	商工・食農課
		ハヶ岳定住自立圏農林産物販売連携会議	商工・食農課

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅰ 豊かな人間形成の推進	①料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保	食を通じた交流機会の充実	1	キッチン事業	商工・食農課	「食」の大切さ、楽しさを親子で学ぶとともに、食育への関心を高めるため、保育園の親子を対象とした調理実習等を行います。
			2	食生活改善推進員養成・活動事業	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
			3	子育て応援フェスタ事業	ほくとこ元氣課	子育て中の親子同士や地域の住民等との交流を促進するため、子育て親子や地域の企業・団体と連携をしながら、子育て応援フェスタを開催し、楽しみながら情報交換や仲間作りができる場を創ります。
			4	いただきますーす！おいしいごはん！	子育て応援課	地域に根ざした保育園給食の推進を図るため、安心安全な地元食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。
			5	学校給食食育推進事業	学校給食課	学校現場での食育指導や学校給食だより等により、子ども達が、将来に向け正しい食生活に関する必要な知識を身につけ、家庭でも食育の話題ができるよう、多様な面(指導・便り・HP)から情報提供していく。また食への感謝やそれを生み出す郷土への愛着を持つことができるよう、地元の農業生産者や学校給食従事者等との学校給食感謝祭を開催し交流を深めて行います。
		家族団らんの機会の充実	6	「おはよう！！朝ごはん」推進事業	商工・食農課	子ども達に朝ごはんの大切さを伝えとともに、食育への関心を高めるため、2020年度から市内の全ての小・中学生を対象とした朝ごはん運動を推進します。
			7	わくわくどきどきフードドライブ	福祉課	学校の長期休み期間中に子どもが欠食することがないよう、家庭で余っている食材等を募集・活用し、子どもの成長に必要な栄養の摂取について応援を行います。
	②食に関する感謝の念や理解の醸成	教育ファーム(農業体験)の推進	8	教育ファーム事業	子育て応援課 商工・食農課 教育総務課	子ども達が農業生産の苦労や収穫の喜び、食べ物の大切さについて学ぶ機会を設けるため、保育園児や小学生を対象に、作付けから収穫・加工まで一年を通じた農業体験事業を実施します。
			9	いただきますーす！おいしいごはん！(再掲)	子育て応援課	地域に根ざした保育園給食の推進を図るため、安心安全な地元食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。
		家庭教育の支援の充実と食育を学ぶ機会の充実	10	学校給食食育推進事業(再掲)	学校給食課	学校現場での食育指導や学校給食だより等により、子ども達が、将来に向け正しい食生活に関する必要な知識を身につけ、家庭でも食育の話題ができるよう、多様な面(指導・便り・HP)から情報提供していく。また食への感謝やそれを生み出す郷土への愛着を持つことができるよう、地元の農業生産者や学校給食従事者等との学校給食感謝祭を開催し交流を深めて行います。
Ⅱ 健康の増進	①バランスのとれた食事への改善	保育園・学校での子どもと保護者に対する栄養・生活指導の推進	11	高校生のための食育講座	ほくとこ元氣課	高校生について、健康に関する知識や生活力を向上するため、高校の家庭科教諭と連携し、家庭科の授業時間を活用し、自分の身体と食事の振り返りと調理技術や子育て期・成人期の健康課題を学び、「食」を通じた生活力を身につける機会を設けます。
			12	地産地消給食事業	学校給食課	地産地消の拡大策の一つとして、地域に根ざした学校給食の推進を図るため、学校給食を対象に安全・安心な地元産食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。また商工・食農課やフードバレー協議会等とも連携し、給食施設と農家等のマッチングなど確認しながら検討し、安定した学校給食を確保して行きます。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
	○実施保育園数 15園、18回実施 ○園児・保護者参加組数252組	402	○実施保育園数 14園、18回実施 ○園児・保護者参加組数229組	548	○実施保育園数 15園、19回実施 ○園児・保護者参加組数238組	512		
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
	○参加者数500人	100	○参加者数464人	136	○参加者数405人	118		
20新	—		—		—			
19新	○学校給食感謝祭実施回数2回 ○巡回指導実施回数377回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数373回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数371回		○学校給食感謝祭予定回数2回 ○巡回指導予定回数370回	
20リ	○朝ごはん摂取率中学生87.9%、小学生93.2%		○朝ごはん摂取率中学生88.5%、小学生92.7%		○朝ごはん摂取率中学生87.3%、小学生93.0%			
20新	—		—		—			
	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ134回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ70回実施	1,972	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ133回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ73回実施	2,108	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ139回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ78回実施	1,905		
20新	—		—		—			
19新	○学校給食感謝祭実施回数2回 ○巡回指導実施回数377回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数373回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数371回		○学校給食感謝祭予定回数2回 ○巡回指導予定回数370回	
18新	—		—		○対象者数146人			
0	○地産地消率36.4%	8,922	○地産地消率40.5%	8,740	○地産地消率40.3%	8,555		

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅱ 健康の 増進	① バランスのとれた食事への 改善	保育園・学校での子どもと保護者に対する栄養・生活指導の推進	13	いただきまーす！おいしいごはん！（再掲）	子育て応援課	地域に根ざした保育園給食の推進を図るため、安心安全な地元食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。
		妊婦及び乳幼児期の保護者向け栄養教室・栄養相談の充実	14	利用者支援事業	ほくとっこ元気課	子育て中の親子や妊婦などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、訪問や乳幼児健診、妊娠出産支援事業、つどいの広場に参加する保護者などを対象に、利用の声をかけを行います。また、2017年度には、北杜市子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援専門員による、保護者等の相談や情報提供、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うことができる体制を整えました。
			15	妊娠・出産包括支援事業	ほくとっこ元気課	妊娠、出産から子育てにわたる様々な不安や悩みの軽減を図るため、北杜市保健センターに保健師と助産師を配置し、相談業務を行うほか、ベビーマッサージ教室等を開催し、育児に関する正しい知識の習得や母親同士の交流を促進します。
			16	乳幼児専門チームによる健診事業	ほくとっこ元気課	乳幼児の異常の早期発見・早期治療（療育）に繋げるとともに、発達段階に応じた育児、栄養管理がなされるよう、医師、保健師、栄養士、心理職、歯科衛生士等の専門職による診察や相談を行います。特に視力検査については、先進的な技術の導入を行います。対象：4か月、7か月、12か月、1歳6か月、2歳、3歳児。事業期間：年間を通じて、各対象に月1回実施
			17	養育支援訪問事業	ほくとっこ元気課	安心して子どもを生み育てることができるよう、日常生活に不安のある妊娠中や出産後間もない家庭を対象に、養育支援ヘルパーを派遣し、各種支援を行います。 対象者：北杜市内に住所があり、妊娠中及び出産後2か月以内の家庭
			18	ママパパ学級事業	ほくとっこ元気課	妊娠、出産、育児について、夫婦一緒に正しい知識を身に付けてもらうよう、その必要性の周知を図るとともに、また、市においては、同世代同士の交流を促進するため、ママパパ教室を開催し、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による講習のほか、育児体験談の紹介や赤ちゃんだっこ体験、図書館職員による絵本の利用案内などを行います。さらに、男性を中心に、教室に参加しやすいように取組を行います。
			19	愛育班組織育成事業	ほくとっこ元気課	子育て世代を身近な地域で支え、楽しく健やかな子育てができるよう、各地域において活動をしている母子愛育会が、日頃行っている声かけや見守りなどの活動がしやすいよう、活動の周知、体制づくりを支援するとともに未設置地域への働きかけについても活動支援を行います。
		食事バランスガイドの普及・啓発	20	食生活改善推進員養成・活動事業（再掲）	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
			21	健康情報普及啓発事業	健康増進課	自分の健康は自分で守る理念の下、市民が健康づくりに関する正しい知識を身につけ、疾病予防に努めることができるよう、各種普及啓発を行います。
		食生活の改善指導と健康講座の充実	22	健康相談事業	健康増進課	市民の心身の健康を守るため、総合相談窓口を開設し、市民が自ら健康の保持増進ができるよう、一人ひとりの身体状況に合わせた支援を行います。また、各地区での健診結果報告会や総合健診時の歯科相談などでは、生活習慣の見直し・改善のために行動ができるよう総合的な指導・助言を行います。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
20新	—		—		—			
17リ	○相談件数134件 ○実施箇所1箇所	3,012	○相談件数216件 ○実施箇所2箇所	6,035	○相談件数1,512件 ○実施箇所2箇所	6,320		
	○母と子の相談件数(延べ)172件 ○各種教室の参加数(延べ)729人	3,748	○母と子の相談件数(延べ)194件 ○各種教室の参加数(延べ)1,277人	8,064	○母と子の相談件数(延べ)241件 ○各種教室の参加数(延べ)1,558人	10,070		
	○乳幼児健診受診率94.2% ○21時までに寝る子ども(3歳児健診)69.1% ○子育てが楽しいと感じる親(3歳児健診)78.5%	4,954	○乳幼児健診受診率96.1% ○21時までに寝る子ども(3歳児健診)65.6% ○子育てが楽しいと感じる親(3歳児健診)79.4%	4,316	○乳幼児健診受診率97.4% ○21時までに寝る子ども(3歳児健診)63.4% ○子育てが楽しいと感じる親(3歳児健診)81%	4,746		
	○利用者数9人 ○利用日数(延べ)65日	202	○利用者数3人 ○利用日数(延べ)16日	47	○利用者数4人 ○利用日数(延べ)18日	58		
	○教室参加率73% ○初産婦の教室参加者91% ※病院で開催の教室参加者含む ○絵本の利用案内回数3回	40	○教室参加率70% ○初産婦の教室参加者89% ※病院で開催の教室参加者含む ○絵本の利用案内回数3回	46	○教室参加率65% ○初産婦の教室参加者88% ※病院で開催の教室参加者含む ○絵本の利用案内回数3回	72	○絵本の利用案内回数2回	
	○組織化されている町5町 ○班員数332人	680	○組織化されている町5町 ○班員数338人	667	○組織化されている町5町 ○班員数307人	714		
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
0	○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数600人		○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,342人	60	○健康づくり普及啓発媒体数5件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,927人	49		
0	○健康相談実施回数243回(再掲:健診後相談回数41回) ○健診結果指導率99.7% ○血圧が正常な人の割合60.3% ○血糖値が正常な人の割合69.6%	955	○健康相談実施回数244回(再掲:健診後相談回数50回) ○健診結果指導率99.5% ○血圧が正常な人の割合57% ○血糖値が正常な人の割合71.5%	969	○健康相談実施回数244回(再掲:健診後相談回数49回) ○健診結果指導率99.5% ○血圧が正常な人の割合46.7% ○血糖値が正常な人の割合69.0%	975		

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅱ 健康の増進	① バランスのとれた食事への改善	食生活の改善指導と健康講座の充実	23	健康情報普及啓発事業(再掲)	健康増進課	自分の健康は自分で守る理念の下、市民が健康づくりに関する正しい知識を身につけ、疾病予防に努めることができるよう、各種普及啓発を行います。
			24	健康教育事業	健康増進課	市民の健康を守るため、食事と運動など生活習慣に関する健康教室などをそれぞれの対象にあわせて行います。
		料理実習機会の充実	25	健康教育事業(再掲)	健康増進課	市民の健康を守るため、食事と運動など生活習慣に関する健康教室などをそれぞれの対象にあわせて行います。
			26	食生活改善推進員養成・活動事業(再掲)	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
	② 規則正しい生活リズムの定着及び食生活の実践	「早寝早起き朝ごはん」運動の推進	27	いいことチャレンジ健康ほくと(健康づくり推進事業)	健康増進課	市民が健康づくりへの関心を高め、健康づくりの活動を実践に移すことができるよう、いいことチャレンジ健康ほくと事業を広く周知します。
			28	健康情報普及啓発事業(再掲)	健康増進課	自分の健康は自分で守る理念の下、市民が健康づくりに関する正しい知識を身につけ、疾病予防に努めることができるよう、各種普及啓発を行います。
			29	健康教育事業(再掲)	健康増進課	市民の健康を守るため、食事と運動など生活習慣に関する健康教室などをそれぞれの対象にあわせて行います。
			30	教育ファーム事業(再掲)	子育て応援課 商工・食農課 教育総務課	子ども達が農業生産の苦労や収穫の喜び、食べ物の大切さについて学ぶ機会を設けるため、保育園児や小学生を対象に、作付けから収穫・加工まで一年を通じた農業体験事業を実施します。
			31	「おはよう!! 朝ごはん」推進事業(再掲)	商工・食農課	子ども達に朝ごはんの大切さを伝えるとともに、食育への関心を高めるため、2020年度から市内の全ての小・中学生を対象とした朝ごはん運動を推進します。
		高齢者に配慮したサービスの提供(買い物や配色・見守りに関する生活支援事業)	32	お楽しみ給食サービス事業	福祉課	高齢者が食の楽しみを通じて健康で健やかな生活を送ることができるよう、80歳以上の一人暮らしの者を対象に、給食配布(年4回)や栄養補助飲料配布(年1回)のほか、生活状況の見守りを行います。
			33	高齢者交流の場促進事業	介護支援課	地域での支えあいや介護予防の拠点づくりを行うため、高齢者が地域の身近な場所で社会参加できる環境を整え、住民が主体的になった取り組みを進めます。 また、2020年度から、介護予防サポートリーダーや住民ボランティア団体にとって活動がしやすいような制度や補助金の見直しを行い、通いの場の開催への支援を行います。
			34	生活支援体制整備事業	介護支援課	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を図るため、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置などを通じ、様々な生活支援の体制づくりに取り組みます。 社会福祉協議会との連携を図ることで、より身近な地域での困りごとや課題について対応することができ、この地域に住みたいと思える地域づくりを目指します。 また、2020年度は、高齢者外出支援サービス事業への充実も図っていきます。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
0	○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数600人		○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,342人	60	○健康づくり普及啓発媒体数5件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,927人	49		
0	○健康教室開催数43回 ○健康教室参加者数1,624人	410	○健康教室開催数27回 ○健康教室参加者数789人 ○講座内容理解率96.8%	366	○健康教室開催数49回 ○健康教室参加者数3,204人 ○講座内容理解率90.4%	250		
0	○健康教室開催数43回 ○健康教室参加者数1,624人	410	○健康教室開催数27回 ○健康教室参加者数789人 ○講座内容理解率96.8%	366	○健康教室開催数49回 ○健康教室参加者数3,204人 ○講座内容理解率90.4%	250		
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
19新	—		—		○いいことチャレンジ健康ほくと取組者数1,927人	41		
0	○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数600人		○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,342人	60	○健康づくり普及啓発媒体数5件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,927人	49		
0	○健康教室開催数43回 ○健康教室参加者数1,624人	410	○健康教室開催数27回 ○健康教室参加者数789人 ○講座内容理解率96.8%	366	○健康教室開催数49回 ○健康教室参加者数3,204人 ○講座内容理解率90.4%	250		
	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ134回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ70回実施	1,972	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ133回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ73回実施	2,108	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ139回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ78回実施	1,905		
20J	○朝ごはん摂取率中学生87.9%、小学生93.2%		○朝ごはん摂取率中学生88.5%、小学生92.7%		○朝ごはん摂取率中学生87.3%、小学生93.0%			
0	○配食数2,784食	1,476	○配食数2,660食	1,484	○配食数2,712食	1,281		
20J	○高齢者交流の場補助金交付数37件	1,844	○高齢者交流の場補助金交付数41件	1,760	○高齢者交流の場補助金交付数39件	1,951	○高齢者交流の場補助金交付	
20J	○研究会から協議体へ移行 ○協議体の会議の開催5回 ○市民ワークショップの開催4回	3,092	○協議体の会議の開催3回 ○市民ワークショップの開催2回 ○高齢者外出支援モデル事業(でかけーる)実施団体2団体	6,509	○協議体の会議の開催3回 ○高齢者外出支援モデル事業(でかけーる)実施団体4団体	8,708	○協議体の会議の開催 ○高齢者外出支援モデル事業(でかけーる)実施団体4団体	

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅲ食文化及び農文化の継承	①日本型食生活の再認識と食料の確保	日本型食生活の普及	35	学校給食食育推進事業(再掲)	学校給食課	学校現場での食育指導や学校給食だより等により、子ども達が、将来に向け正しい食生活に関する必要な知識を身につけ、家庭でも食育の話題ができるよう、多様な面(指導・便り・HP)から情報提供していく。また食への感謝やそれを生み出す郷土への愛着を持つことができるよう、地元の農業生産者や学校給食従事者等との学校給食感謝祭を開催し交流を深めて行います。
			36	食生活改善推進員養成・活動事業(再掲)	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
			37	健康情報普及啓発事業(再掲)	健康増進課	自分の健康は自分で守る理念の下、市民が健康づくりに関する正しい知識を身につけ、疾病予防に努めることができるよう、各種普及啓発を行います。
			38	地産地消推進事業	商工・食農課	地産地消の拡大を図るため、エコひいき地産地消協力店の登録を推進するとともに、登録店舗の魅力情報を発信します。
			39	教育ファーム事業(再掲)	子育て応援課 商工・食農課 教育総務課	子ども達が農業生産の苦労や収穫の喜び、食べ物の大切さについて学ぶ機会を設けるため、保育園児や小学生を対象に、作付けから収穫・加工まで一年を通じた農業体験事業や食育に関する事業を実施します。
	②伝統料理等食文化の伝承	郷土料理の掘り起こしと普及	40	食生活改善推進員養成・活動事業(再掲)	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
			41	キッチン事業(再掲)	商工・食農課	「食」の大切さ、楽しさを親子で学ぶとともに、食育への関心を高めるため、保育園の親子を対象とした調理実習等を行います。
			42	地産地消給食事業(再掲)	学校給食課	地産地消の拡大策の一つとして、地域に根ざした学校給食の推進を図るため、学校給食を対象に安全・安心な地元産食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。また商工・食農課やフードバレー協議会等とも連携し、給食施設と農家等のマッチングなど確認しながら検討し、安定した学校給食を確保して行きます。
	③食の礼儀作法の習得	食に関するマナーの習得	43	いただきまーす！おいしいごはん！(再掲)	子育て応援課	地域に根ざした保育園給食の推進を図るため、安心安全な地元産食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。
			44	学校給食食育推進事業(再掲)	学校給食課	学校現場での食育指導や学校給食だより等により、子ども達が、将来に向け正しい食生活に関する必要な知識を身につけ、家庭でも食育の話題ができるよう、多様な面(指導・便り・HP)から情報提供していく。また食への感謝やそれを生み出す郷土への愛着を持つことができるよう、地元の農業生産者や学校給食従事者等との学校給食感謝祭を開催し交流を深めて行います。
			45	食生活改善推進員養成・活動事業(再掲)	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
19新	○学校給食感謝祭実施回数2回 ○巡回指導実施回数377回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数373回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数371回		○学校給食感謝祭予定回数2回 ○巡回指導予定回数370回	
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
0	○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数600人		○健康づくり普及啓発媒体数4件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,342人	60	○健康づくり普及啓発媒体数5件 ○健康づくりに取り組んでいる市民の人数1,927人	49		
0	○登録店舗65店舗	534	○登録店舗65店舗	686	○登録店舗62店舗	255		
	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ134回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ70回実施	1,972	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ133回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ73回実施	2,108	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ139回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ78回実施	1,905		
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
	○実施保育園数15園、18回実施 ○園児・保護者参加組数252組	402	○実施保育園数14園、18回実施 ○園児・保護者参加組数229組	548	○実施保育園数15園、19回実施 ○園児・保護者参加組数238組	512		
0	○地産地消率36.4%	8,922	○地産地消率40.5%	8,740	○地産地消率40.3%	8,555		
20新	—		—		—			
19新	○学校給食感謝祭実施回数2回 ○巡回指導実施回数377回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数373回		○学校給食感謝祭実施回数1回 ○巡回指導実施回数371回		○学校給食感謝祭予定回数2回 ○巡回指導予定回数370回	
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅲ食文化及び農文化の継承	③食の礼儀作法の習得	食に関するマナーの習得	46	キッチン事業(再掲)	商工・食農課	「食」の大切さ、楽しさを親子で学ぶとともに、食育への関心を高めるため、保育園の親子を対象とした調理実習等を行います。
	④農業体験等を通して農文化の伝承	伝統ある農村文化の伝承	47	教育ファーム事業(再掲)	子育て応援課 商工・食農課 教育総務課	子ども達が農業生産の苦労や収穫の喜び、食べ物の大切さについて学ぶ機会を設けるため、保育園児や小学生を対象に、作付けから収穫・加工まで一年を通じた農業体験事業を実施します。
Ⅳ地産地消の推進	①地産地消・知産知姓の推進	地産地消・知産知姓の推進	48	北の杜フードバレープロジェクト事業	商工・食農課	農畜産物の地産地消拡大をはじめ、新産業の創出、地域経済循環の形成、都市との交流促進等を図るため、市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う各種取組を支援します。
			49	北杜市農産物PR事業(仮称)	農政課	北杜の農産物を広くPRするため、北杜市農業企業コンソーシアムに参加している法人の農産物生産物の詰め合わせセットや、高校生による開発品を利用し、市外へPRするとともに、ふるさと納税の返礼品としての利用を検討します。
			50	地域ブランド創出支援事業	商工・食農課	豊かな水や自然環境がもたらす「食と農」を活用した地域産業の活性化を図るため、市内事業者と高校生の連携による北杜市産農産物を使用した新たな商品の開発などに取り組み、地域ブランド力の向上を目指します。また、ふるさと納税の返礼品への活用や開発商品の販売促進にも取り組みます。
			51	いただきまーす！おいしいごはん！(再掲)	子育て応援課	地域に根ざした保育園給食の推進を図るため、安心安全な地元食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。
			52	地産地消給食事業(再掲)	学校給食課	地産地消の拡大策の一つとして、地域に根ざした学校給食の推進を図るため、学校給食を対象に安全・安心な地元産食材の提供を行い、食や農に対する理解や生産者に対する感謝の心の醸成促進などを行います。また商工・食農課やフードバレー協議会等とも連携し、給食施設と農家等のマッチングなど確認しながら検討し、安定した学校給食を確保して行きます。
	②地産地消を推進する店舗等の促進	地産地消協力店登録制度の推進	53	地産地消推進事業	商工・食農課	地産地消の拡大を図るため、地場産品を使用した料理教室の開催やエコひいき地産地消協力店の登録を推進するとともに、登録店舗の魅力情報を発信します。また、食育・地産地消推進協議会において、関連組織との調整を図り、地産地消の推進を図ります。
	③意欲ある担い手の確保・育成	未来を支える多様な担い手づくり	54	新規就農総合支援事業	農政課	次世代を担う農業を志向する者に対して、就農直後の経営の確立を図るため、資金を交付します。
			55	農業地域おこし協力隊支援事業	農政課	定着及び担い手の確保を図る為、都市部から人材を受け入れ、市指定の支援機関で農業技術の習得支援を行います。また、2019年度から、新たに隊員委嘱前に事前研修を実施し委嘱後は隊員OBや新規就農者との交流会を開催し活動終了後スムーズに定住できるよう支援します。
			56	県単土地改良事業	農政課	農業施設の整備を図るため、農地や道水路などの農業生産基盤整備や企業参入に伴う施設整備等を行います。
			57	担い手農業者育成事業	農政課	担い手となる農業者及び団体の経営基盤の強化を図るため、北杜市担い手条例及び各種補助金要綱に基づく助成を行います。また、2019年度から、新たに本補助金等の詳しい内容について、HP等を活用した周知強化を図ります。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
	○実施保育園数 15園、18回実施 ○園児・保護者参 加組数252組	402	○実施保育園数 14園、18回実施 ○園児・保護者参 加組数229組	548	○実施保育園数 15園、19回実施 ○園児・保護者参 加組数238組	512		
	○保育園教育 ファーム実施園14 園、延べ134回 ○小学生対象教 育ファーム(大豆) 実施校数11校、延 べ70回実施	1,972	○保育園教育 ファーム実施園14 園、延べ133回 ○小学生対象教 育ファーム(大豆) 実施校数11校、延 べ73回実施	2,108	○保育園教育 ファーム実施園14 園、延べ139回 ○小学生対象教 育ファーム(大豆) 実施校数11校、延 べ78回実施	1,905		
	—		○協議会会員数 115件	1,930	○協議会会員数 124件	3,998		
19新	—		—		—			
19新	—		—		—			
20新	—		—		—			
0	○地産地消率 36.4%	8,922	○地産地消率 40.5%	8,740	○地産地消率 40.3%	8,555		
0	○登録店舗65店 舗	534	○登録店舗56店 舗	686	○登録店舗62店 舗	255		
0	○青年就農給付 金44経営体	64,417	○青年就農給付 金42経営体	56,875	○青年就農給付 金33経営体	47,285		
19J	○協力隊員数13 人	44,246	○協力隊員数13 人	40,899	○協力隊員数20 人	74,184		
0	○企業参入支援5 件 ○特産物生産支 援1件 ○耕作放棄地再 生1件 ○機構借受41件	229,224	○企業参入支援 12件 ○耕作放棄地再 生2件 ○機構借受31件	165,052	○企業参入支援7 件 ○耕作放棄地再 生4件 ○機構借受45件	135,802		
19J	○農業教育研修 助成金0件 ○農地集積助成 金3件	274	○農業教育研修 助成金0件 ○農地集積助成 金3件	92	○農業教育研修 助成金0件 ○農地集積助成 金1件	19		

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
Ⅳ地産地消の推進	③意欲ある担い手の確保・育成	未来を支える多様な担い手づくり	58	農業振興推進事業	農政課	農業の近代化と経営の合理化を推進し、生産性の高い農業経営の確保と担い手農業者の育成を図るため、農業団体等が取り組む遊休農地解消事業や野菜産地形成事業等について助成を行います。
	④特産品の産地化の推進	魅力ある特産品の産地化と新たな販売ルートづくり	59	北の杜フードバレープロジェクト事業(再掲)	商工・食農課	農畜産物の地産地消拡大をはじめ、新産業の創出、地域経済循環の形成、都市との交流促進等を図るため、市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う各種取組を支援します。
			60	ふるさと納税グレードアップ事業	地域課	自主財源の確保を図るため、ふるさと納税制度を積極的に活用します。また、2019年度から、北杜市の優れたブランド商品の普及を促進するため、ふるさと納税事業のグレードアップをめざし、インターネットのポータルサイト利用を新たに導入するとともに、返礼品に用いる地元特産品目の拡充や寄附金活用方法の見直しを行います。
			61	地域ブランド創出支援事業(再掲)	商工・食農課	豊かな水や自然環境がもたらす「食と農」を活用した地域産業の活性化を図るため、市内事業者と高校生の連携による北杜市産農産物を使用した新たな商品の開発などに取り組み、地域ブランド力の向上を目指します。また、ふるさと納税の返礼品への活用や開発商品の販売促進にも取り組みます。
			62	ハケ岳定住自立圏農林産物販売連携会議	商工・食農課	ハケ岳定住自立圏域内で生産された農林産物の販売を拡大するため、圏域内の道の駅・直売所や3市町村による連携会議を開催し、特産品やイベントに係る情報発信等について共同で取り組みます。
	⑤生産者と消費者との交流促進	生産者と消費者の農作業体験・交流	63	教育ファーム事業(再掲)	子育て応援課 商工・食農課 教育総務課	子ども達が農業生産の苦労や収穫の喜び、食べ物の大切さについて学ぶ機会を設けるため、保育園児や小学生を対象に、作付けから収穫・加工まで一年を通じた農業体験事業を実施します。
			64	北の杜フードバレープロジェクト事業(再掲)	商工・食農課	農畜産物の地産地消拡大をはじめ、新産業の創出、地域経済循環の形成、都市との交流促進等を図るため、市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う各種取組を支援します。
Ⅴ循環型社会形成の推進	①豊かな自然環境を創造する活動の推進	環境保全型の農業の推進	65	環境保全型農業直接支払交付金	農政課	環境保全型農業を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体について、助成を行います。
			66	農産物高付加価値化推進事業	商工・食農課	北杜市産農産物の付加価値を高め、販売力を向上するため、「農業生産工程管理(GAP)」の手法を導入し、安全・安心な農産物の生産を実践する農業者の取り組みを支援します。
			67	北杜市農産物ブランド化事業(仮称)	農政課	市内産農産物の販路拡大のため、ブランド作物として有望な農産物の発掘やブランド化に向けた課題等について検討を行います。また、他課で現在進行中の事業と連携し農作物のブランド化に努めます。
	②環境教育の推進	環境教育と普及啓発の推進	68	地域環境美化活動推進事業	環境課	環境保全に関する各種取組を総合的、計画的に進めるため、地域環境委員会を各行政区に置き、ごみの減量化の推進や指導などを行います。
			69	環境教育普及啓発事業	環境課	子どもから大人まで環境に関する知識を身につけ、環境に配慮した自主的な行動をとることができるよう、体験型によるプログラムや講座及び子ども環境フェスタなど環境教育事業を行います。
			70	食品ロス削減推進事業	環境課	食べ物にもったいないをもう一度を意識し行動する「北杜市食べきり宣言」の普及啓発を行い、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みを行います。
			71	廃食油回収事業	環境課	一般廃棄物の減量化を図るため、各家庭で発生する廃食油を家畜用飼料として活用することを目的に、各総合支所等に廃食油回収容器を設置します。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
0	○鳥獣害対策延長13km	2,837	○鳥獣害対策延長16km	12,006	○鳥獣害対策延長6.8km	2,863		
	—		○協議会会員数115件	1,930	○協議会会員数124件	3,998		
19リ	○返礼品数24品 ○寄附金額13,659千円	2,201	○返礼品数24品 ○寄附金額18,515千円	3,705	○返礼品数24品 ○寄附金額13,037千円	4,179	○返礼品数150品	
19新	—		—		—			
0	○ハケ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	6	○ハケ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	6	○ハケ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	3		
	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ134回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ70回実施	1,972	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ133回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ73回実施	2,108	○保育園教育ファーム実施園14園、延べ139回 ○小学生対象教育ファーム(大豆)実施校数11校、延べ78回実施	1,905		
	—		○協議会会員数115件	1,930	○協議会会員数124件	3,998		
0	○取組面積69ha ○取組人数44人	5,814	○取組面積65ha ○取組人数47人	5,681	○取組面積62ha ○取組人数44人	4,932		
18リ	—		—		—			
19新	—		—		—			
0	○委員会開催回数8回	2,008	○委員会開催回数8回	2,000	○委員会開催回数8回	2,000	○委員会開催回数8回	
0	○事業実施回数36回、1,735人		○事業実施回数30回、1,582人		○事業実施回数39回、1,824人		○事業実施回数35回、1,713人	
19新	—		—		—		○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟	
0	○廃食油売り払い量7,044ℓ		○廃食油売り払い量6,858ℓ		○廃食油売り払い量6,068ℓ		○廃食油売り払い量6,000ℓ	

大項目	中項目	小項目	事業名		所管課	事業概要
V 循環型社会形成の推進	③環境にやさしいエコライフの実践	地域循環型社会の推進	72	緑のカーテン推進事業	環境課	市民が省エネやCO2排出量削減の温暖化対策に対して関心を持ち、温暖化対策を身近に取り組める選択として、公共施設にゴーヤ、アサガオ等を用いた緑のカーテンを実証として設置し普及促進を図ります。
			73	環境保全型農業直接支払交付金(再掲)	農政課	環境保全型農業を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体について、助成を行います。
			74	北の杜フードバレープロジェクト事業(再掲)	商工・食農課	農畜産物の地産地消拡大をはじめ、新産業の創出、地域経済循環の形成、都市との交流促進等を図るため、市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う各種取組を支援します。
			75	生ごみ処理機、ごみステーション設置費補助金	環境課	各家庭から排出される生ごみの減量化・資源化の推進を図るため、生ごみを堆肥化する処理機(処理容器)の購入費用について助成を行います。また、自治会等が行うごみステーション設置費用についても、助成を行います。
			76	消費生活研究会育成事業	総務課	消費生活に係る正しい知識の普及・啓発を図るため、学習会や講演会の開催のほか、物価調査や広報誌発行など、消費生活研究会の活動について助成を行います。
VI 安全で安心な食生活の推進	①食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実	食品の安全性、その他食の選択に資する情報提供等	77	健康教育事業(再掲)	健康増進課	市民の健康を守るため、食事と運動など生活習慣に関する健康教室などをそれぞれの対象にあわせて行います。
			78	高校生のための食育講座(再掲)	ほくとっこ元気課	高校生について、健康に関する知識や生活力を向上するため、高校の家庭科教諭と連携し、家庭科の授業時間を活用し、自分の身体と食事の振り返りと調理技術や子育て期・成人期の健康課題を学び、「食」を通じた生活力を身につける機会を設けます。
			79	小中学校給食事業	学校給食課	子ども達の心身の健康と健全な発達を確保するため、安全で安心な栄養を考えた給食を提供する。またその食材費の一部は子育て支援に資するために補助を行います。
VII 食育推進活動の充実	①関係分野の連携を促進	各種団体における相互の連携	80	地産地消推進事業(再掲)	商工・食農課	地産地消の拡大を図るため、地場産品を使用した料理教室の開催やエコひいき地産地消協力店の登録を推進するとともに、登録店舗の魅力情報を発信します。また、食育・地産地消推進協議会において、関連組織との調整を図り、地産地消の推進を図ります。
			81	食生活改善推進員養成・活動事業(再掲)	健康増進課	市民の食生活を改善するため、各地区において食生活改善推進員が調理実習など各種普及啓発活動を行うとともに、食生活改善推進員の人材を養成するための講習会を開催します。
			82	消費生活研究会育成事業(再掲)	総務課	消費生活に係る正しい知識の普及・啓発を図るため、学習会や講演会の開催のほか、物価調査や広報誌発行など、消費生活研究会の活動について助成を行います。
			83	北の杜フードバレープロジェクト事業(再掲)	商工・食農課	農畜産物の地産地消拡大をはじめ、新産業の創出、地域経済循環の形成、都市との交流促進等を図るため、市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う各種取組を支援します。
			84	ハケ岳定住自立圏農林産物販売連携会議	商工・食農課	ハケ岳定住自立圏域内で生産された農林産物の販売を拡大するため、圏域内の道の駅・直売所や3市町村による連携会議を開催し、特産品やイベントに係る情報発信等について共同で取り組みます。

新・リ・終	2016年度 (h28年度)		2017年度 (h29年度)		2018年度 (h30年度)		2019年度 (R1年度)9月末現在	
	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
0	○緑のカーテン設置18箇所 ○エコクッキング2回、34人	238	○緑のカーテン設置18箇所 ○エコクッキング2回、32人	336	○緑のカーテン設置18箇所 ○エコクッキング2回、42人	280	○緑のカーテン設置数20箇所	
0	○取組面積69ha ○取組人数44人	5,814	○取組面積65ha ○取組人数47人	5,681	○取組面積62ha ○取組人数44人	4,932		
	—		○協議会会員数115件	1,930	○協議会会員数124件	3,998		
0	○生ごみ処理機及び処理容器購入費補助台数51台 ○ごみ及び資源物収集所設置等補助件数9件	1,754	○生ごみ処理機及び処理容器購入費補助台数53台 ○ごみ及び資源物収集所設置等補助件数7件	1,292	○生ごみ処理機及び処理容器購入費補助台数41台 ○ごみ及び資源物収集所設置等補助件数15件	2,920		
0	○活動実績13回 ○会員数39人	134	○活動実績13回 ○会員数26人	99	○活動実績13回 ○会員数25人	150		
0	○健康教室開催数43回 ○健康教室参加者数1,624人	410	○健康教室開催数27回 ○健康教室参加者数789人 ○講座内容理解率96.8%	366	○健康教室開催数49回 ○健康教室参加者数3,204人 ○講座内容理解率90.4%	250		
18新	—		—		○対象者数146人			
0	○対象給食数676,942食		○対象給食数665,193食		○対象給食数649,799食			
0	○登録店舗65店舗	534	○登録店舗56店舗	686	○登録店舗62店舗	255		
0	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数173回 ○地区活動参加者数4,944人	1,500	○養成講習会開催回数1回(全8日間) ○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数189回 ○地区活動参加者数4,372人	1,951	○代表者研修会開催数4回 ○地区活動回数152回 ○地区活動参加者数4,551人	1,857		
0	○活動実績13回 ○会員数39人	134	○活動実績13回 ○会員数26人	99	○活動実績13回 ○会員数25人	150		
	—		○協議会会員数115件	1,930	○協議会会員数124件	3,998		
0	○ハヶ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	6	○ハヶ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	6	○ハヶ岳定住自立圏農林産物連携会議2回	3		

第6章 目標値

大項目	2024年度目標値
Ⅰ 豊かな人間形成の推進	①朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 現行＝週11.5回→2024年度＝週12回以上
	②朝食を欠食する市民の割合 年 長 児 現行＝2.1%→2024年度＝0% 小 学 生 現行＝7.0%→2024年度＝0% 中 学 生 現行＝12.8%→2024年度＝0% 20-30代男性 現行＝19.6%→2024年度＝15%以下
Ⅱ 健康の増進	③主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上ほぼ毎日食べる市民の割合（16歳～成人） 現行＝60.2%→2024年度＝70%以上
	④生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践している市民の割合（16歳～成人） 現行＝77.0%→2024年度＝80%以上
Ⅲ 食文化及び農文化の継承	⑤食文化及び農文化を伝承している市民の割合（16歳～成人） 現行＝36.8%→2024年度＝50%以上
Ⅳ 地産地消の推進	⑥学校給食における地場産物を使用する割合 現行＝40.3%→2024年度＝45%以上
Ⅴ 循環型社会の実現	⑦食品ロスを少なくするために、何らかの行動をしている市民の割合（16歳～成人） 現行＝93.9%→2024年度＝100%
Ⅵ 安全で安心な食生活の推進	⑧安全な食生活を送ることについて、判断している市民の割合（16歳～成人） 現行＝79.4%→2024年度＝80%以上
Ⅶ 食育推進活動の充実	⑨食育推進に関わるボランティアの数 現行＝383人→2024年度＝400人以上

付属資料

関係法令

1 食育基本法

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体 及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定 する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯 にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊 要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公 共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める ことにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわ たる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とす る。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現す ることにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行 われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が 深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の 特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものと するとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない

い。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有し てい いることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保 育等におけ る食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に 取り組むことと なるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる 場所を 利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行う とともに、 自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め ることを旨として 、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の 向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境 と 調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況

についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一

食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事

についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促

進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 北杜市食と農の杜づくり条例

附則

北杜市は、日本を代表する山々に抱かれ、また、日本一の日照時間や三つの日本名水百選に代表される水資源を有するなど、豊富な自然環境を誇っています。

先人たちは、豊かな自然の恵みを最大限に活かした農産物の栽培を盛んに行い、豊かな郷土の食文化を作り上げてきました。今では、北杜産米は、品質・食味において最高の評価を受けるまでになり、市の大きな財産になっています。

しかしながら、近年においては社会経済情勢の変化、価値観の多様化等を背景に、米と多様な副食からなる日本型食生活を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへ変化しています。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加などの問題が引き起こされています。

また、食生活を支える農業においては、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題に直面しています。さらに、食品の安全性が脅かされる事態も相次いで生じています。

こうした「食」と「農」を取り巻く環境の変化の中で、市民一人ひとりが生涯にわたって健康に暮らすためには、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、その「食」を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する必要性が高まっています。

こうしたことから、安全で安心な農産物が一層求められる農業においては、環境の保全に配慮し、「食」と「農」に関わる全ての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要があります。ここに、食と農の杜づくりの基本理念と市及び市民等の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、豊かな水と緑と太陽に恵まれた北杜市で誰もが健康に暮らしていける“

杜づくり”を実現するために、この条例を制定します。第1

章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の食と農の杜づくりについての基本理念を定め、市の責務、市民等の役割を明らかにするとともに、食と農の杜づくり推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりが生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する、豊かで住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食べること及び食料、食生活、食文化その他の食べることに関連する事項をいう。
- (2) 農 農業及び農業を営む者並びに農地、農村、農文化その他の農業に関連する

事項をいう。

- (3) 食と農の杜づくり 北杜市における基幹産業は農業であることを忘れずに、先人が遺した自然や文化を継承しながら心豊かな生活を送ることに価値を見いだすまちづくりをいう。
- (4) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (5) 地産地消 地元で生産された農林畜産物及びそれを原料とする食品を地元で消費することをいう。
- (6) 身土不二(しんどふじ) 人は、生まれ育った環境と密接な関係にあり、その環境から採れた物を食べることが最も体に良いという考え方をいう。
- (7) 知産知姓(ちさんちしょう) 地元で生産された農林畜産物を知り、それらを生産するお百姓さん(この条例において「農業者」という。)を知ることという。
- (8) おはよう！！朝ごはん宣言 健康な暮らしの第一歩である朝ごはんを市民が毎日欠かさず食べ、満ちあふれた自然の恵みから学び、そこから育まれる食に関心を持ち、生涯にわたり市民が健康で暮らすことで、家族及び市民相互の絆を保ち続ける市の取組をいう。
- (9) 教育関係者等 教育、保育、医療及び保健等に関する関係者並びに関係団体をいう。
- (10) 生産者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (11) 事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食と農の杜づくりは、次に掲げる食と農の杜づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進されるものとする。

- (1) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること並びに食及び農に関わる様々な人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるような体験活動等を通して、豊かな人間形成に資する取組であること。
- (2) 市民一人ひとりが、食についての意識を高めるとともに、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康

健康の増進を図る取組であること。

(3) 日本の伝統的な食文化及び農文化を次世代に受け継いでいく取組であること。

(4) 生産者及び消費者との交流が図られることにより、地産地消への理解が深められ、地域の活性化に資する取組であること。

(5) 市民一人ひとりが生産から消費に至る過程における環境への負荷について知識を深め、環境に配慮した生活を営むことにより、自然環境の保全及び循環型社会の実現に資する取組であること。

(6) 市民一人ひとりが食品の安全性をはじめとする食に関する知識及び食を選択する力を習得するため、市と国、県及び関係機関との積極的な情報交換又は意見交換に資する取組であること。

(7) 食及び農の学習並びに体験活動を通して、地域内外の交流を図るとともに、専門的知識を備えた人材を活用した食育活動の充実に資する取組であること。

第2章 食と農の杜づくり推進のための責務と役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、食と農の杜づくりに関する基本的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、食と農の杜づくりの推進に当たっては、地域の特性をいかすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な取組に努めるものとする。

3 市は、食と農の杜づくりに関する市民、教育関係者等、生産者等及び事業者等(以下「食育関係者」という。)の自発的な取組を支援するものとする。

4 市は、食育関係者との協働により、食と農の杜づくりを推進するものとする。

5 市は、食と農の杜づくりに関する啓発活動及び情報の提供を行い、食育関係者の理解を得るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、食及び農に関する知識並びに適切な判断力を養うよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する施策に協力するとともに、健全な食生活の実現に努めるものとする。

3 市民は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう必要な指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第6条 教育関係者等は、基本理念に基づき、積極的に食育を推進するよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識をいかし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(生産者等の役割)

第7条 生産者等は、基本理念に基づき、農業に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恩恵及び農業の重要性について市民の関

心及び理解を深めるとともに、教育関係者等と相互に連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

2 生産者等は、食料の安全を確保し、消費者が安心して消費できる食料の生産及び供給に努めるものとする。

3 生産者等は、環境に配慮して農林畜産物を生産するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第8条 事業者等は、基本理念に基づき、市が実施する施策に協力するとともに、その活動が地域社会への貢献及び発展につながるよう努めるものとする。

2 事業者等は、市民に対し、食に関する幅広い情報提供を行うとともに、安全性の高い食品の提供に努めるものとする。

3 事業者等は、市内で生産された農林畜産物を積極的に使用するよう努めるものとする。

4 事業者等は、環境に配慮して事業を行うよう努めるものとする。第3

章 食と農の杜づくり推進のための計画

(推進計画の策定)

第9条 市長は、基本理念に基づき、食と農の杜づくりに関する施策を推進するための計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食と農の杜づくりの推進に関する基本方針

(2) 食と農の杜づくりの推進に関する目標

(3) 食と農の杜づくりの推進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食と農の杜づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第4章 食と農の杜づくり推進のための基本的施策

(豊かな人間形成の推進)

第10条 市は、豊かな人間形成を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 身土不二を重んじた体験活動を通じて、市民の食に関する学び及び感謝の気持ちの醸成につながる取組を行うこと。

(2) 農業体験等を通じた知産知姓により、市民の食及び農に関する関心を高め、理解を促進すること。

(3) 家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図るための機会を市民に提供すること。

(4) 保育園、小学校、中学校及び高等学校(以下「学校等」という。)における食育に関する指導体制の整備を図ること。

(5) おはよう！！朝ごはん宣言の普及啓発に努めること。

(健康の増進)

第11条 市は、市民の健康増進を図るため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民が、食の学習及び体験に参画できるようにし、その活動を支援すること。
- (2) 市民が望ましい生活習慣を形成することができるよう、身土不二に基づいた食と健康に関する情報及び学習機会を提供すること。
- (3) 市民への栄養指導、生活習慣病を予防するための食生活の指導その他の健康管理に関する指導、教育等の充実を図ること。

(食文化及び農文化の継承)

第12条 市は、地域の食文化及び農文化の継承を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 伝統的な行事及び作法が結びついた食文化の啓発及び普及を推進すること。
- (2) 地域で育んできた伝統ある豊かな食文化を次世代に伝えていくために、学校給食における郷土食及び行事食の提供を促進すること。
- (3) 農業体験等を通して農文化を継承すること。

(地産地消の推進)

第13条 市は、地産地消を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市民が実施する生産者と消費者の農作業体験及び交流等の活動を支援すること。
- (2) 市内で生産された農林畜産物の利用、活動の核となる人材の育成及び多様な主体との連携を推進すること。
- (3) 学校等その他の市の施設において、給食その他の食の提供を行うときは、市内で生産された農林畜産物を優先的に使用すること。
- (4) おもてなしの心を大切に、市内で生産された農林畜産物を市の観光資源として活用し、その価値を高め発展させること。

(循環型社会の実現の推進)

第14条 市は、循環型社会の実現が図られるよう、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 学校等及び地域において、食及び農に関する環境教育に取り組むこと。
- (2) 環境に配慮した行動のための啓発を行うこと。
- (3) 有機資源の再利用による資源循環の促進を図ること。
- (4) 環境に配慮した農業の推進による自然環境及び農地の保全に取り組むこと。

(安全で安心な食生活の推進)

第15条 市は、安全で安心な食生活を推進するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 生産者等及び事業者等に対し、食品の安全に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。
- (2) 安全な食料の生産を担う人材の育成が図られるようにするための支援を行うこと。
- (3) 食品に関する知識及び理解を深めるため、市民及び消費者団体への情報提供及び支援を行うこと。

- (4) 食料生産地としての信頼を確保するため、放射性物質による汚染や遺伝子組換え作物等に関する情報提供を行うこと。

(食育推進活動の充実)

第16条 市は、食育の推進に関する活動について、食育関係者との連携により、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 食育関係者が、日常的に食及び農に関する知識の習得並びに意見交換を行える機会を提供すること。
- (2) 食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及びその活用を図ること。
- (3) 食育推進活動に携わるボランティアとの連携を図りながら、その活動の充実が図られるよう支援を行うこと。
- (4) 市内で生産された農林畜産物を活用し、市内外の地域間交流を促進すること。第5

章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 北杜市食育・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 北杜市の総合的な食育及び地産地消の推進並びに拡大を図るため、北杜市食育・地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項についての協議を行う。

- (1) 食育及び地産地消推進のための計画策定に関すること。
- (2) 食育及び地産地消に関する情報の収集並びに市民への周知に関すること。
- (3) 関係機関、関係団体等との連携に関すること。
- (4) 食育及び地産地消の推進と評価に関すること。
- (5) その他、食育及び地産地消の推進のため必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、35人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 農業関係者
- (2) 農産物の加工、流通及び販売関係者
- (3) 食生活改善団体を代表する者
- (4) 消費者団体を代表する者
- (5) 教育関係者及び保護者
- (6) 医療関係者及び福祉関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 地域団体を代表する者
- (9) 行政関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(役員の任務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認める場合、議事に関係のある者の出席を求め、

その意見を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、産業観光部商工・食農課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月から施行する。

（最初に開かれる会議の招集）

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

アンケート結果

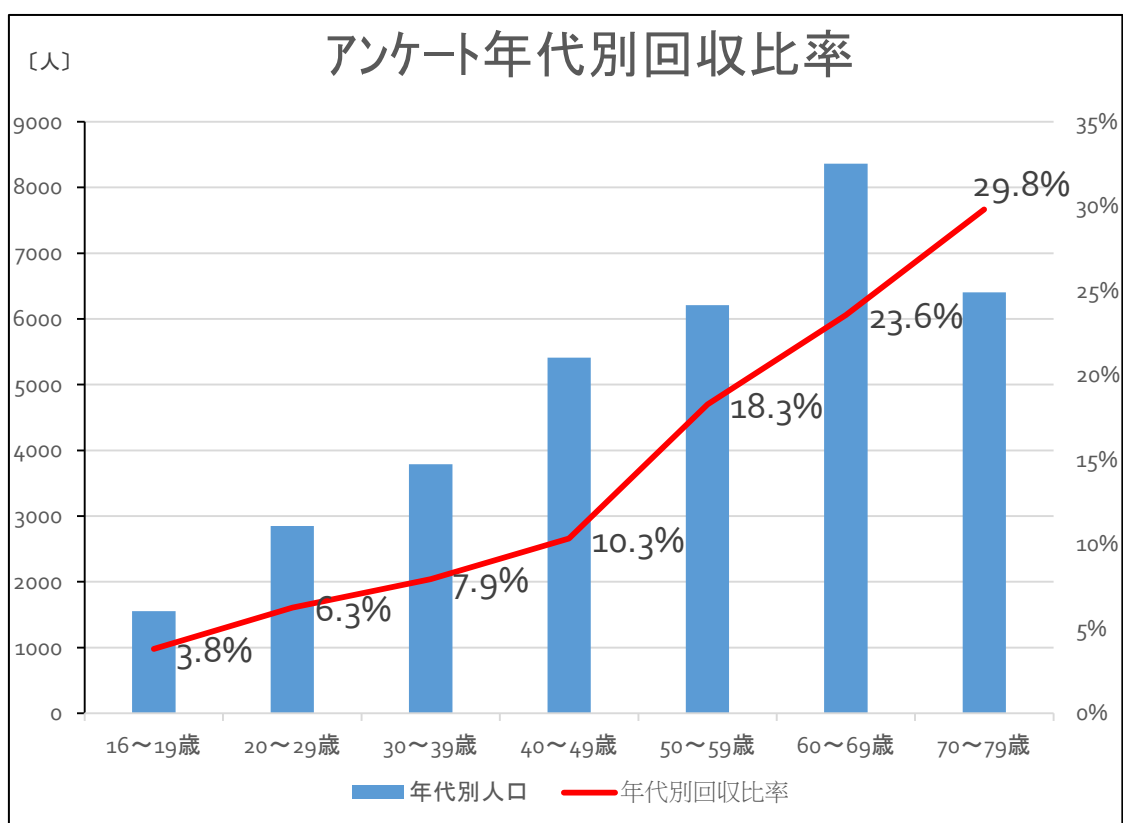
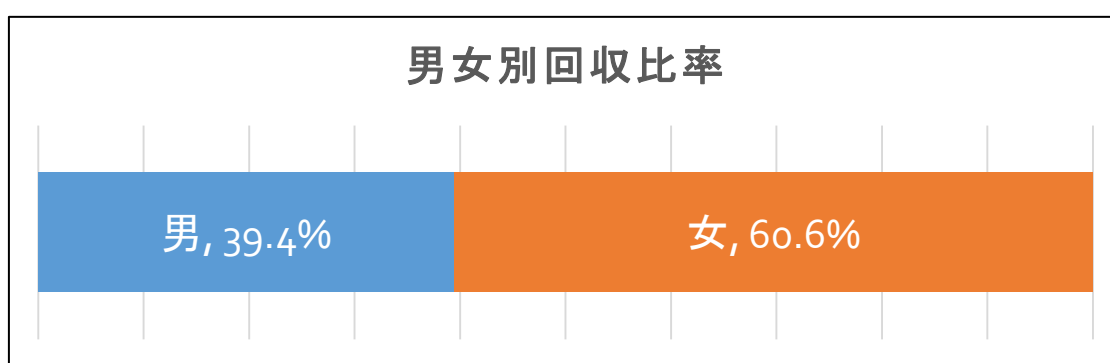
調査期間 令和元年8月1日～令和元年8月23日

調査対象数 1,000人（約47,000人の北杜市民の中から無作為に抽出）

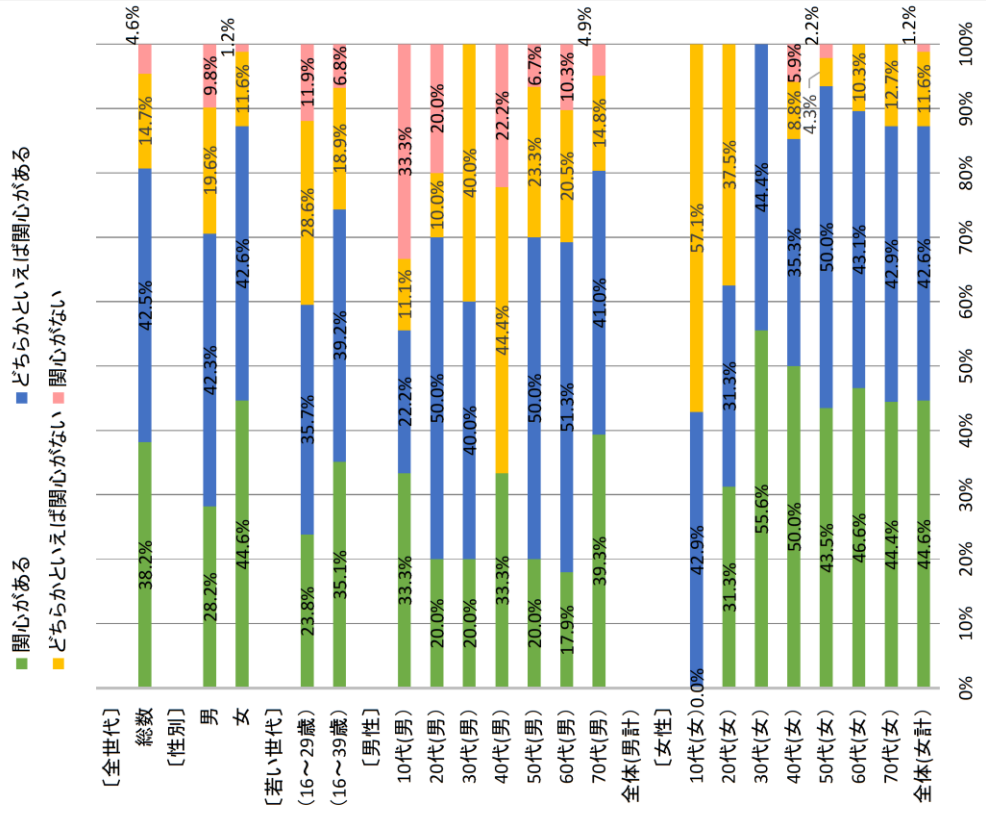
対象年齢 令和元年7月1日現在において16歳から79歳の方

回収人数 416人

回収率 41.6%



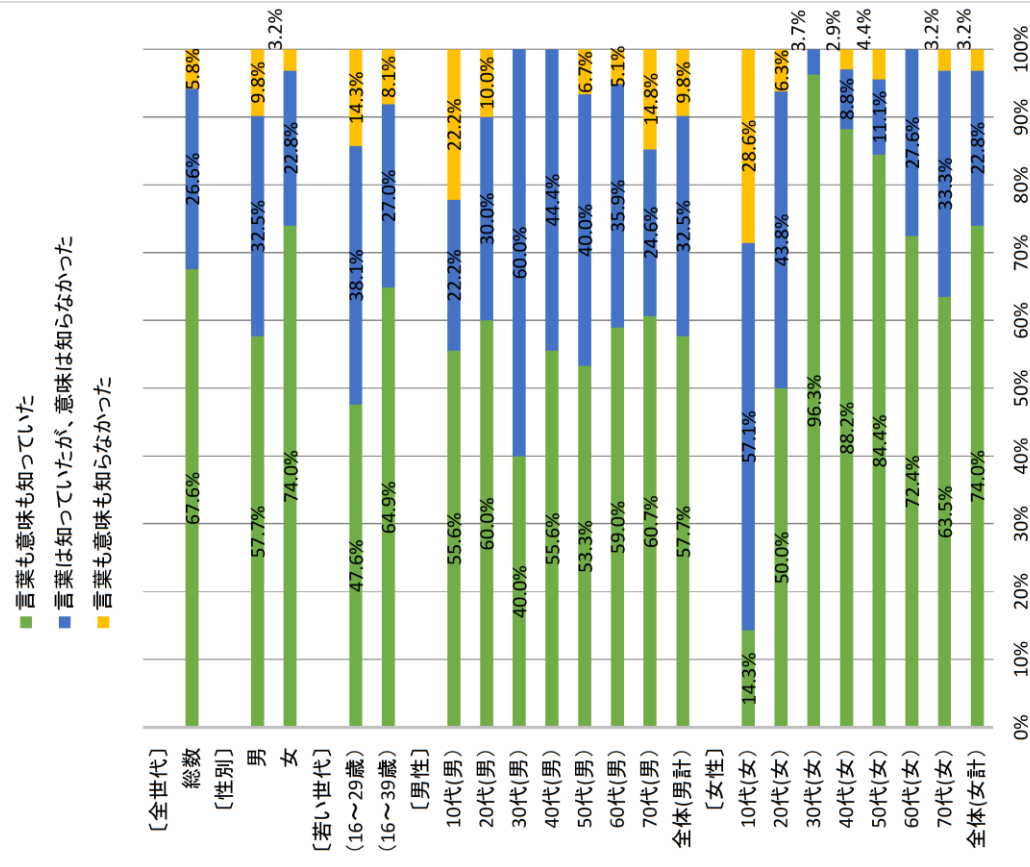
「食育」への関心



「食育」に関心があるかどうかは、「どちらかといえば関心がある」と回答した方が42.5%と最も多く、次いで「関心がある」が38.2%となっている状況です。男女別と世代別で比較すると、男性は70.5%に達しており、子育て世代の「食育」への関心の高さが見られます。

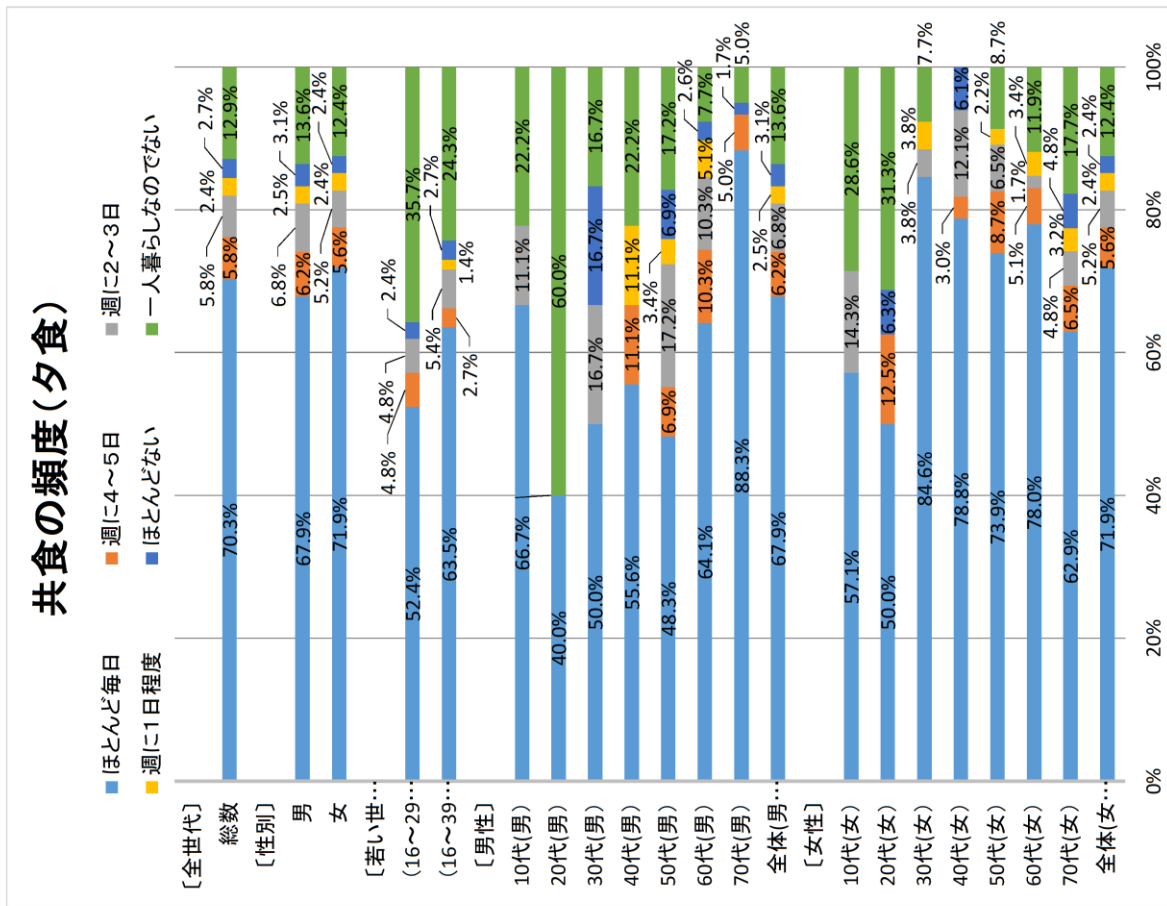
【設問】
あなたは、「食育」に関心がありますか。

「食育」の認知度



「食育」という言葉の認知度は、「言葉も意味も知っていた」が67.6%と最も多く、次いで「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」が26.6%、「言葉も意味も知らなかった」が5.8%となっています。

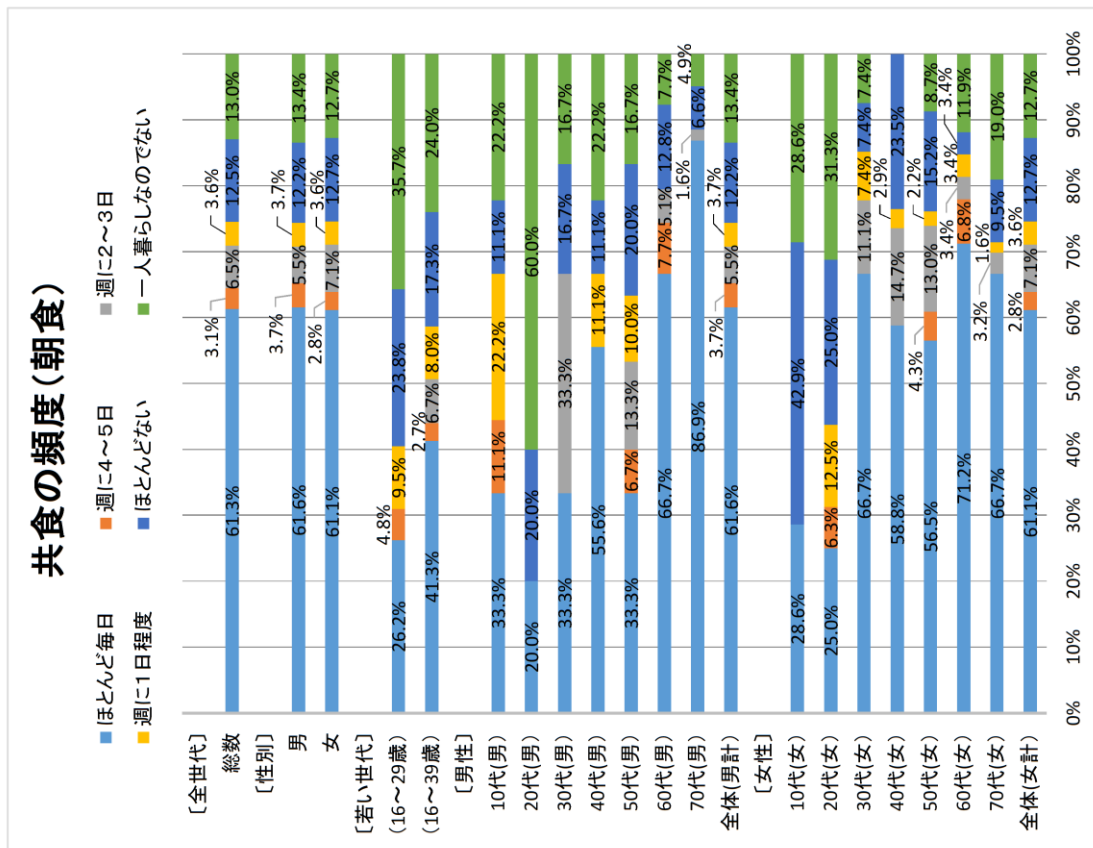
【設問】
あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていましたか。



「ほとんど毎日」と回答した方が最も多く全体の70.3%、次いで「一人暮らしなのでない」が12.9%となっています。

朝食と比較すると、共食の機会が多くなっています。

【設問】
あなたは、家族と一緒に夕食を食べることがどれくらいありますか。

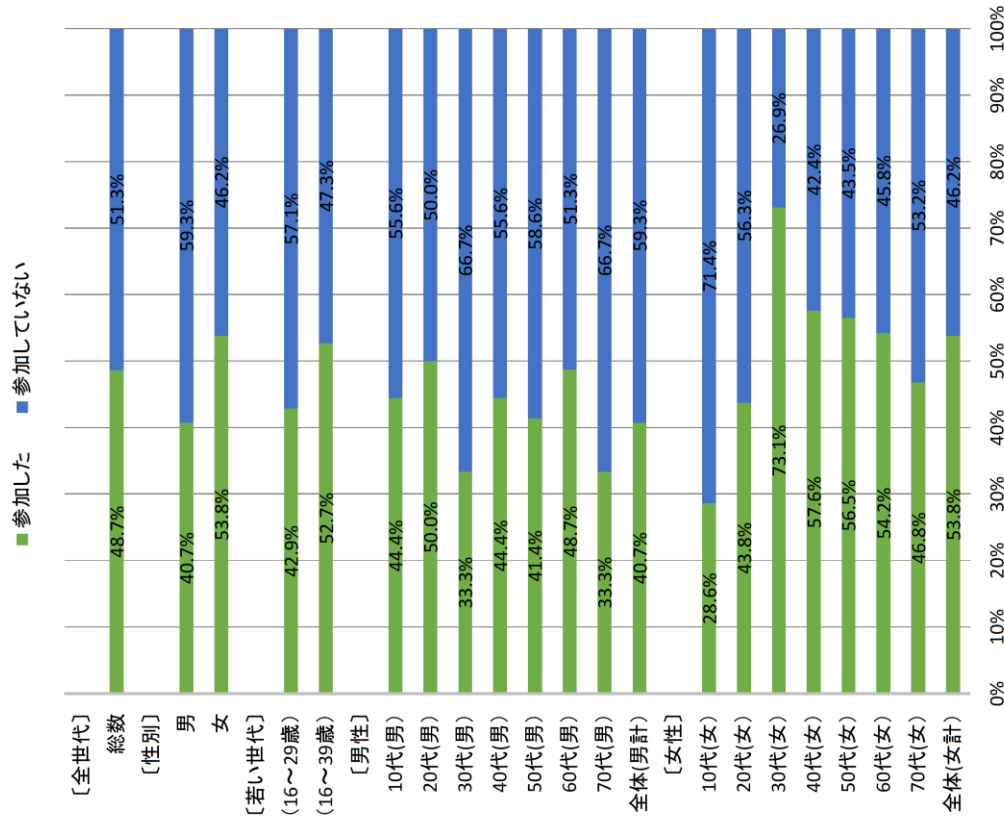


「ほとんど毎日」と回答した方が最も多く全体の61.3%、次いで「一人暮らしなのでない」が13.0%、ほとんどないと回答した方が12.5%を占めています。

朝食における共食の機会がない方が全体の25.5%を占めています。

【設問】
あなたは、家族と一緒に朝食を食べることがどれくらいありますか。

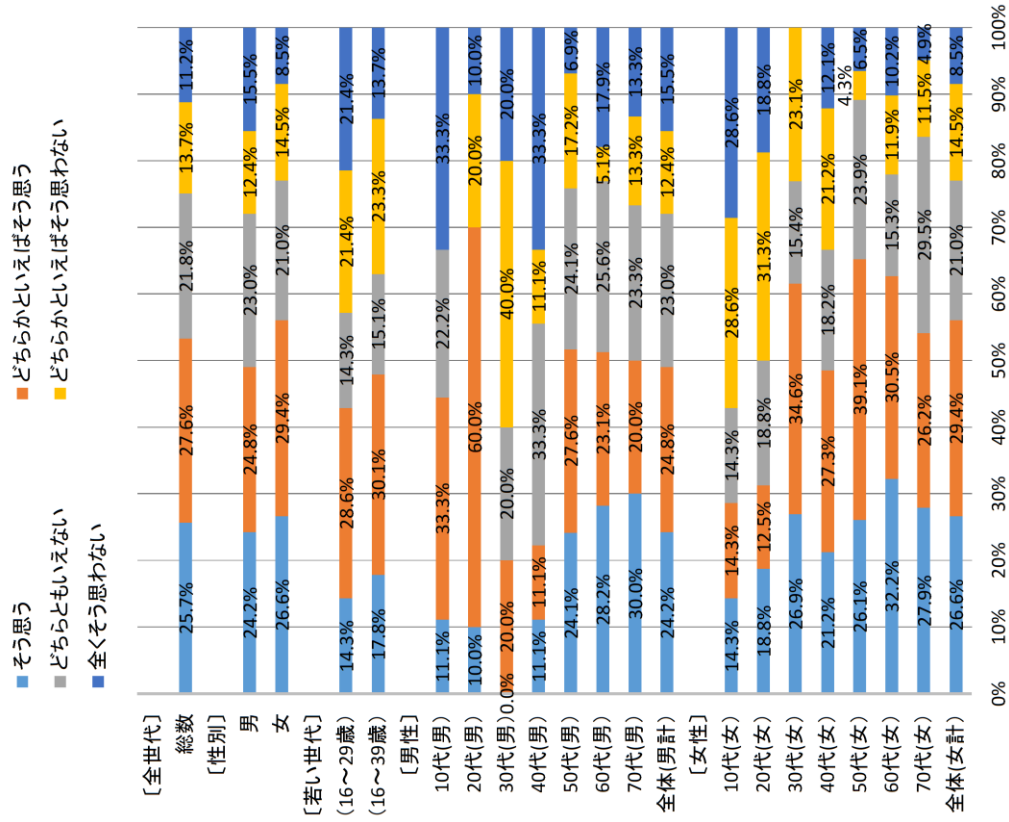
地域での共食経験



家庭以外との共食の機会に過去1年間で参加したか否かの質問には、48.7%の方が「参加した」と回答、51.3%の人が過去1年間に家族以外とは食事の機会を持っていないとなっています。

【設問】
あなたは、過去1年間に、地域や所属コミュニティでの食事会等に参加しましたか。

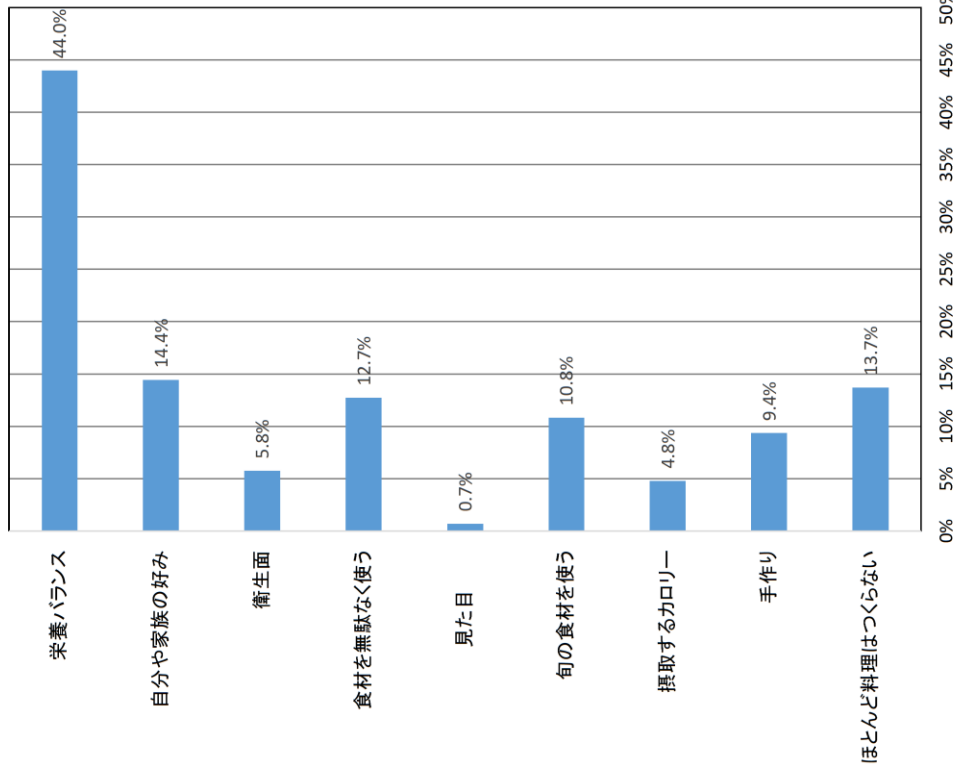
地域での共食に対する意識



地域での共食に対する意識については、53.3%の方が「参加したい」、「できれば参加したい」と考えていますが、若い世代ほど食事会等への参加をたくないと考えている人が多い傾向となっています。

【設問】
あなたは、地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等の機会があれば、参加したいと思いますか。

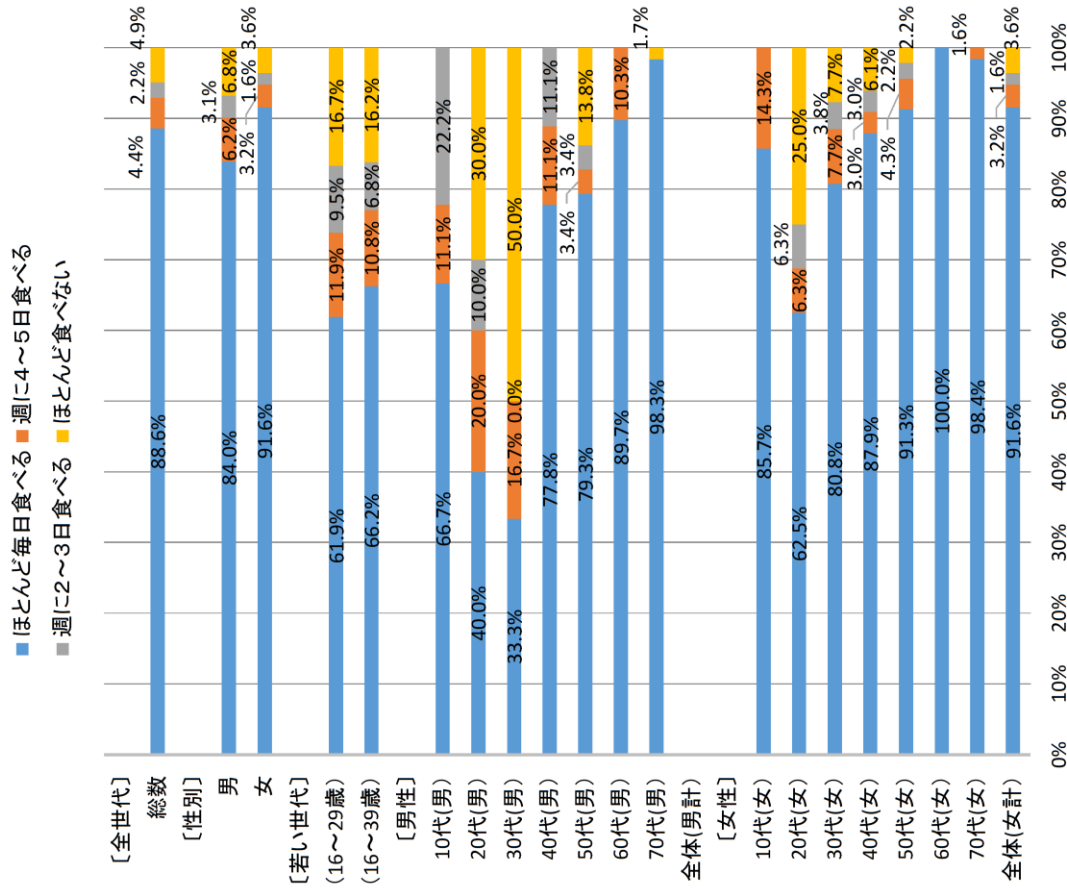
食事を作る際の関心



食事を作る際の関心事項は、「栄養バランス」と回答した方が44.0%、次いで「自分や家族の好み」14.4%、「食材を無駄なく使う」12.7%と続いています。
「ほとんど料理を作らない」と回答した方を世代に見ると10代、20代は割合が多く、性別で見ると、30代以降の女性はほとんどが料理しており、男性でも30代から50代の方たちは他の世代に比べて料理をしている傾向が見られます。

【設問】
あなたは、食事をするときに、1番気をつけていることは何ですか。

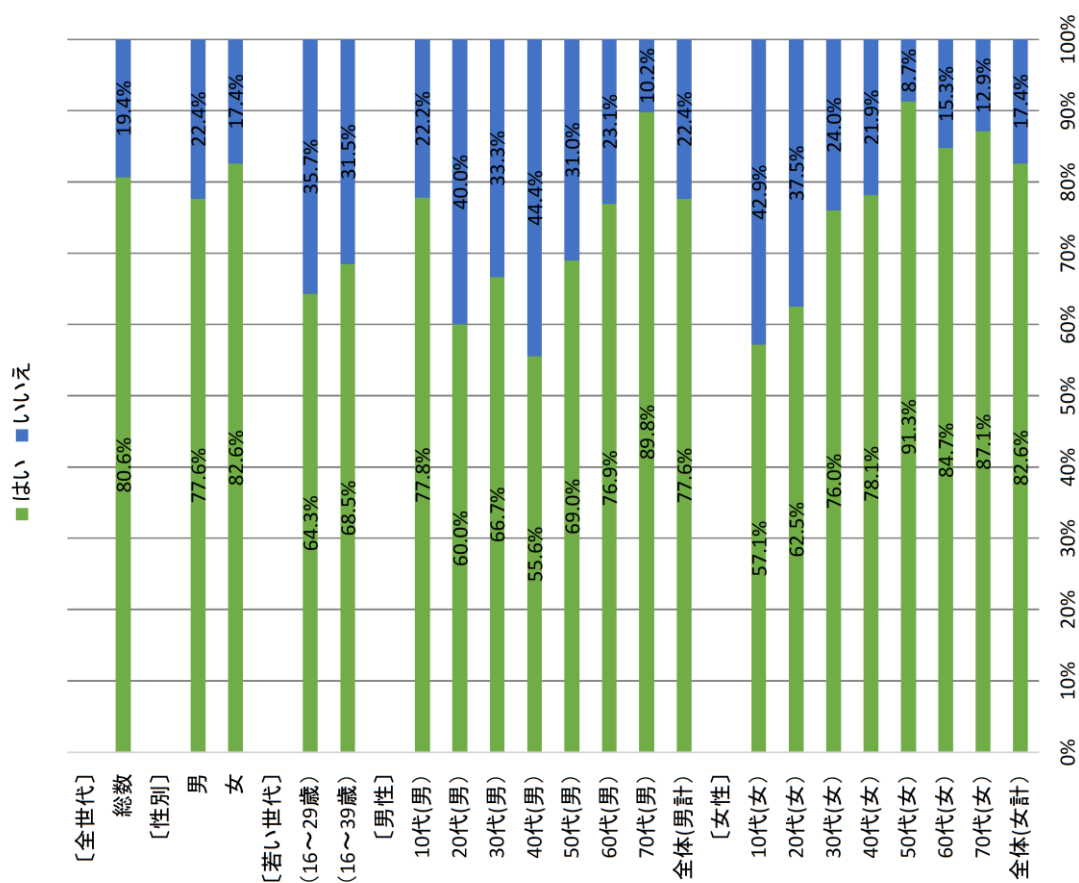
「朝食」の摂取頻度



朝食の摂取状況は、「ほとんど毎日食べる」と回答した方が88.6%で、特に男性の20代、30代の欠食率が高くなっています。

【設問】
あなたは、ふだん朝食を食べていますか。

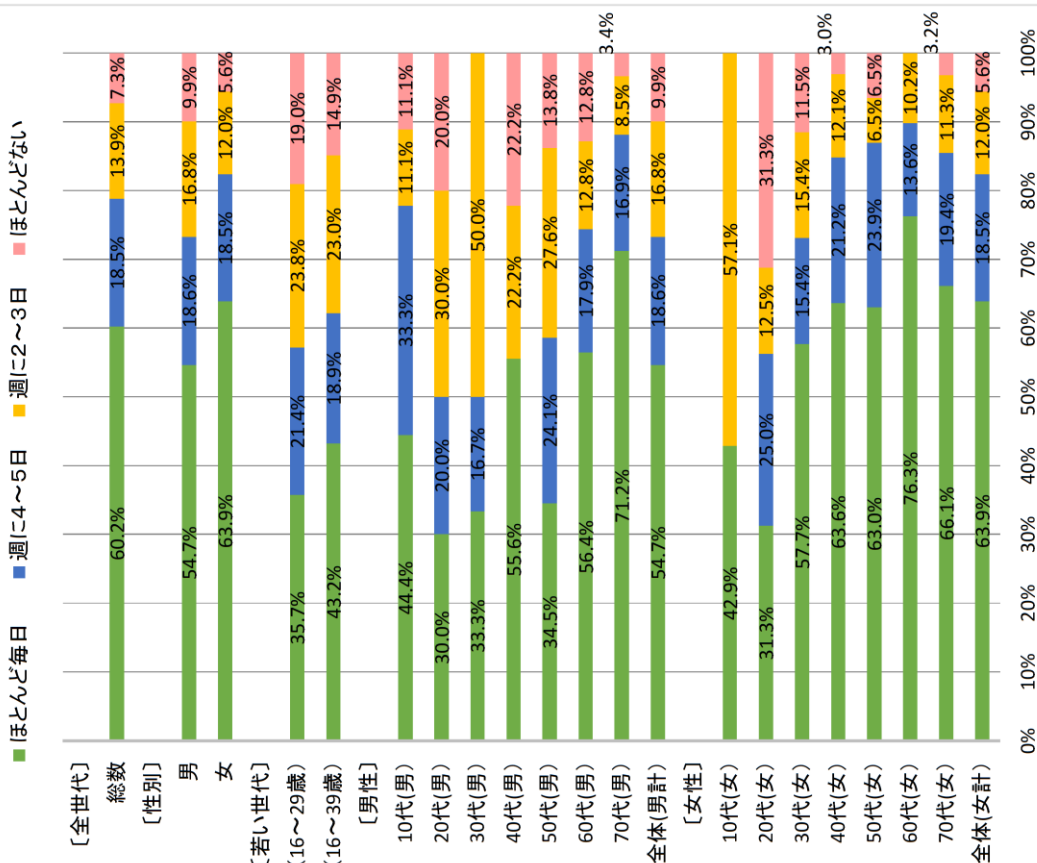
バランスの良い食生活の実践



バランスのよい食生活を実践している方の割合は80.6%で、反対にしていない方の割合は19.4%です。

【設問】
あなたは、栄養バランス等に配慮した食生活を送っていますか

バランスの良い食事の摂取頻度

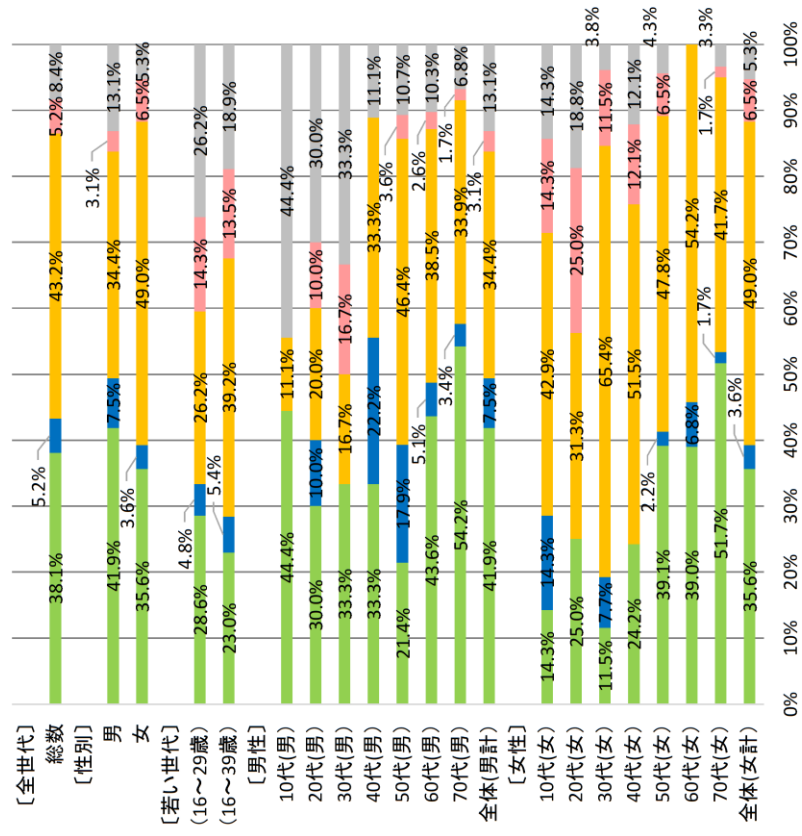


バランスのよい食事の摂取状況については、約6割の方が「ほとんど毎日」食べていると回答しています。反対に「ほとんど食べていない」と回答した方は7.3%です。

【設問】
主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何回ありますか。

生活習慣病の予防改善の実践(2)

- 実践して、半年以上継続している
- 実践しているが、半年未満である
- 時々気をつけているが、継続的ではない
- 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
- 現在していないし、しようとも思わない



適切な食生活や、運動習慣の継続に関する設問については、「半年以上継続し」と回答した方が38.1%、「時々気をつけているが、継続的ではない」と回答した方は43.2%となっています。

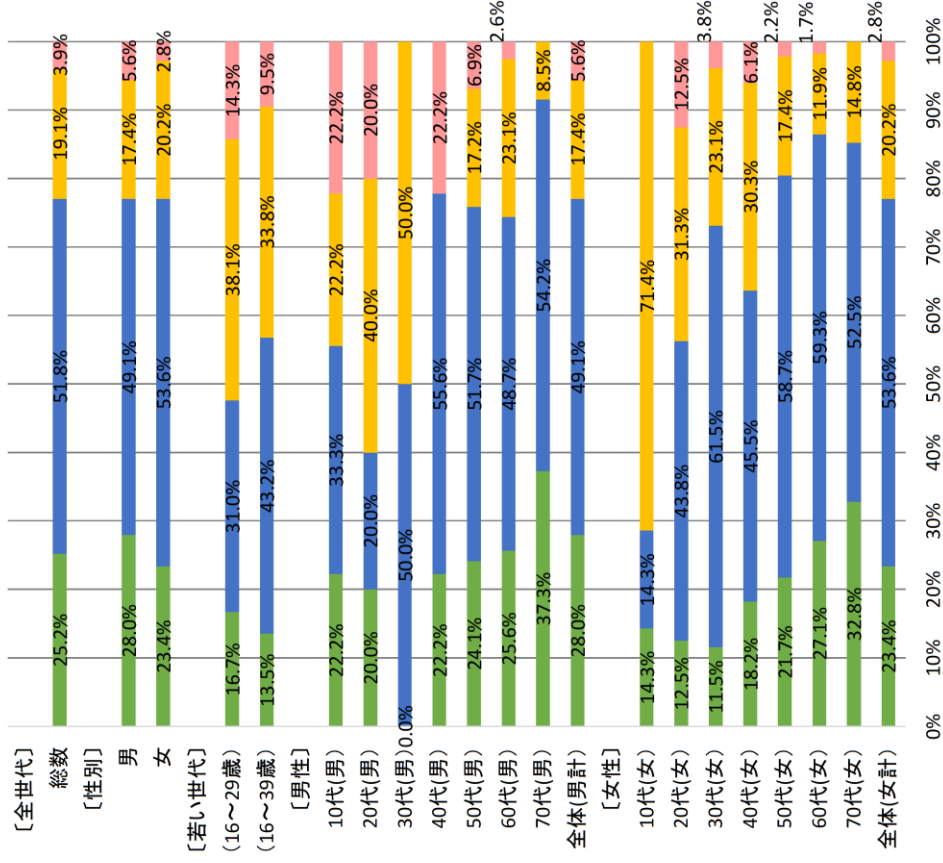
質問内容が肥満傾向にある方に対する偏った内容のため、参考値とします。

【設問】

あなたは、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践していますか。

生活習慣病の予防改善の実践(1)

- いつも気をつけて実践している
- 気をつけて実践している
- あまり気をつけて実践していない
- まったく気をつけていない

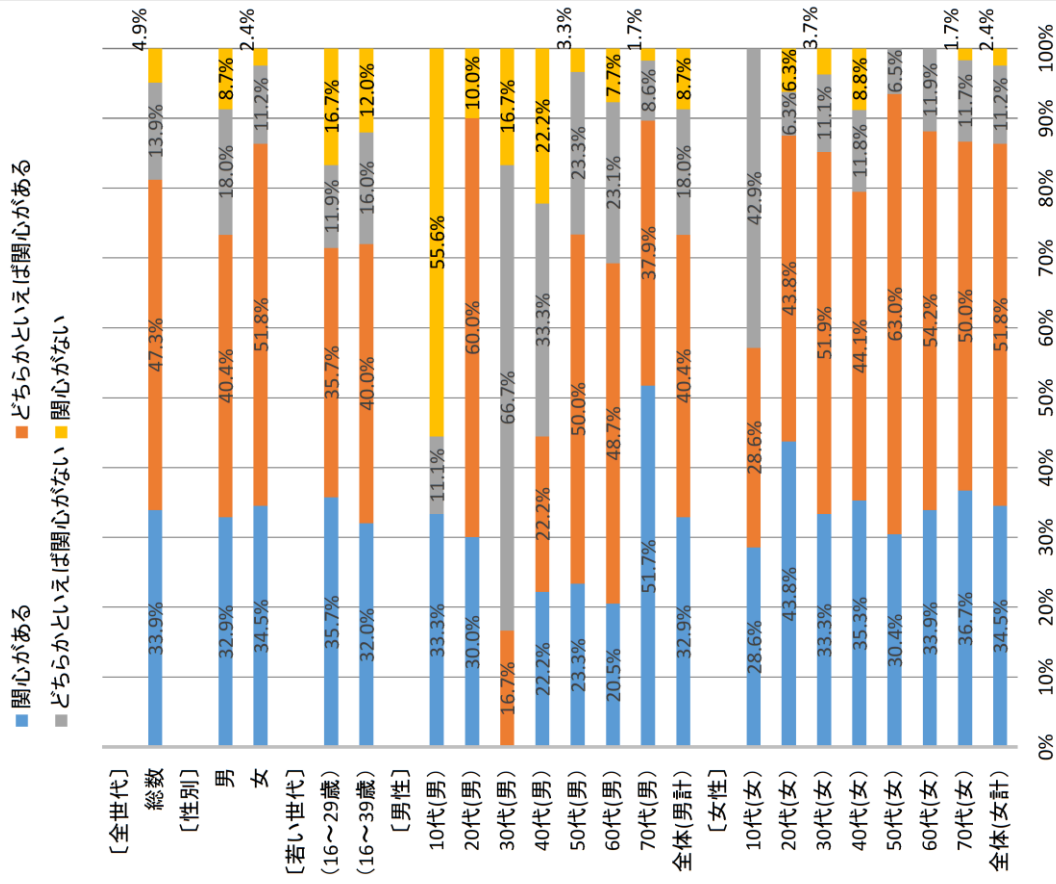


「いつも気をつけて実践している」、「気をつけて実践している」と回答した方の割合は77.0%で、男女共に年齢を重ねるごとに健康に気をつけた食生活を実践している割合が多くなっています。

【設問】

生活習慣病の予防や改善のために、あなたは、普段から適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。

食べ方への関心

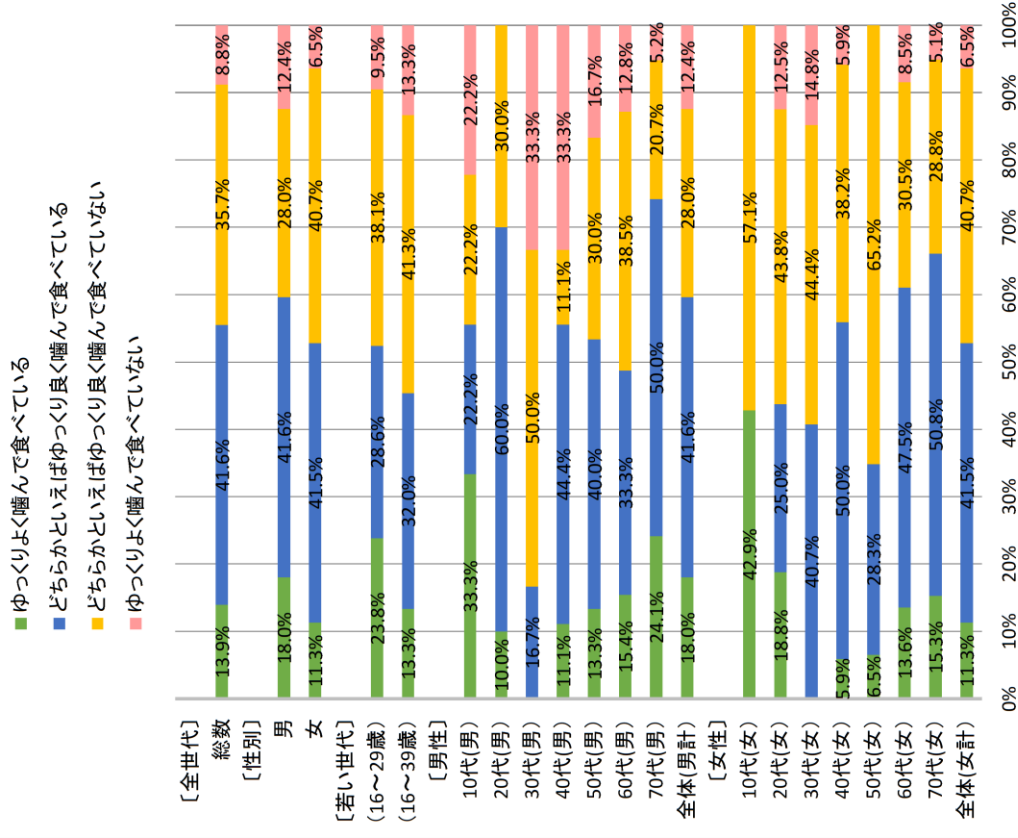


食べ方への関心について質問したところ、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した方の割合は8割をこえています。

男女別に見ると、男性の関心が低い傾向にあります。

【設問】
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心がありますか。

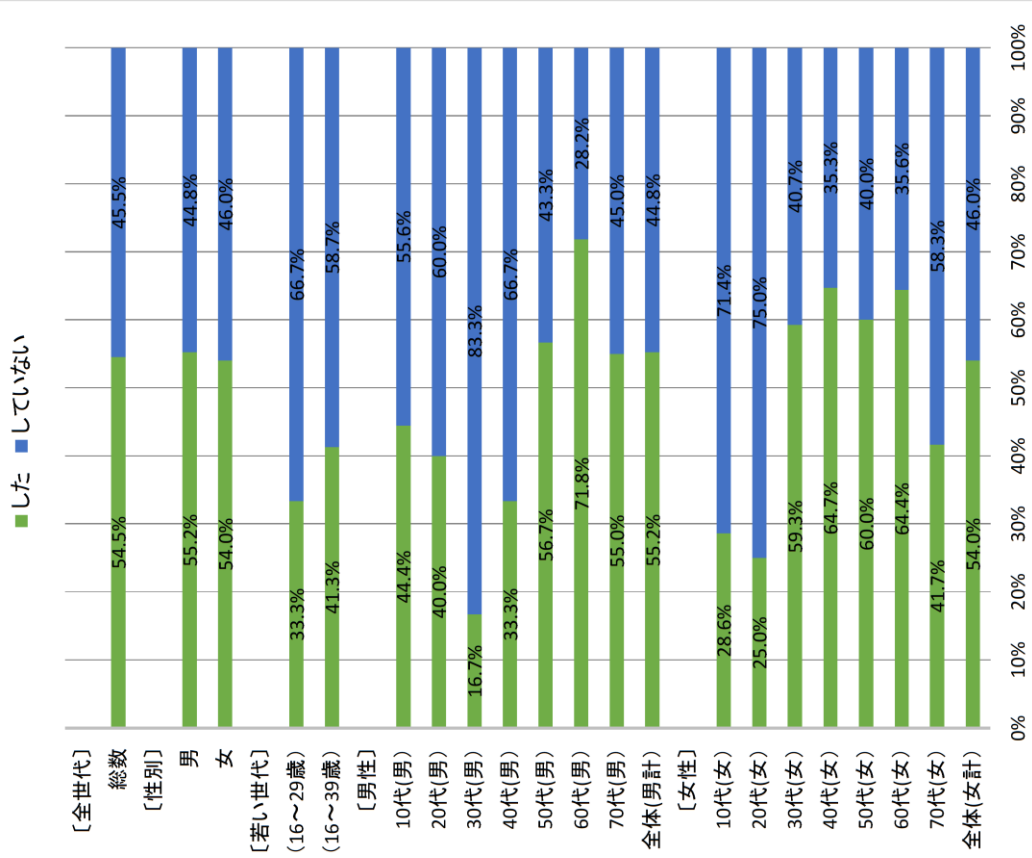
ゆっくりよりよく噛んで食べているか



食べ方について、実際に行動しているか否かの質問に対しては、「どちらかといえばゆっくり良く噛んで食べている」と回答した方が41.6%、次いで「どちらかといえばゆっくり良く噛んで食べていない」と回答した方が35.7%となっています。

【設問】
あなたは、ふだんゆっくりよりよく噛んで食べていますか。

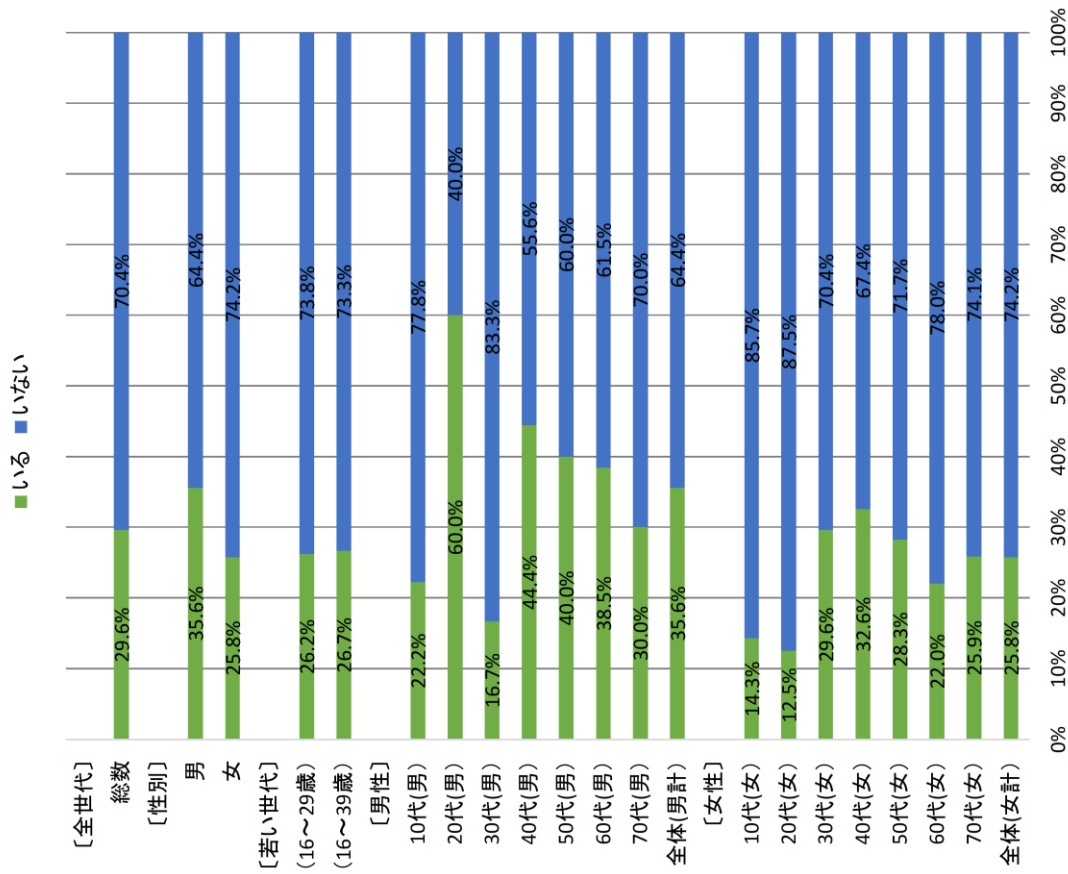
過去1年以内の農作業従事経験



農林漁業体験を除く、実労働としての農作業経験について質問したところ54.5%の方が「した」と回答しています。世代別、男女別にみると30代男性の割合が最も低く、女性は10代、20代を除く、ほとんどの世代で農作業を行っているという回答しています。

【設問】あなたは、過去1年以内に、農作業（田植え、稲刈り、定植、収穫等）をしたことがありますか。（農林漁業体験は除く）

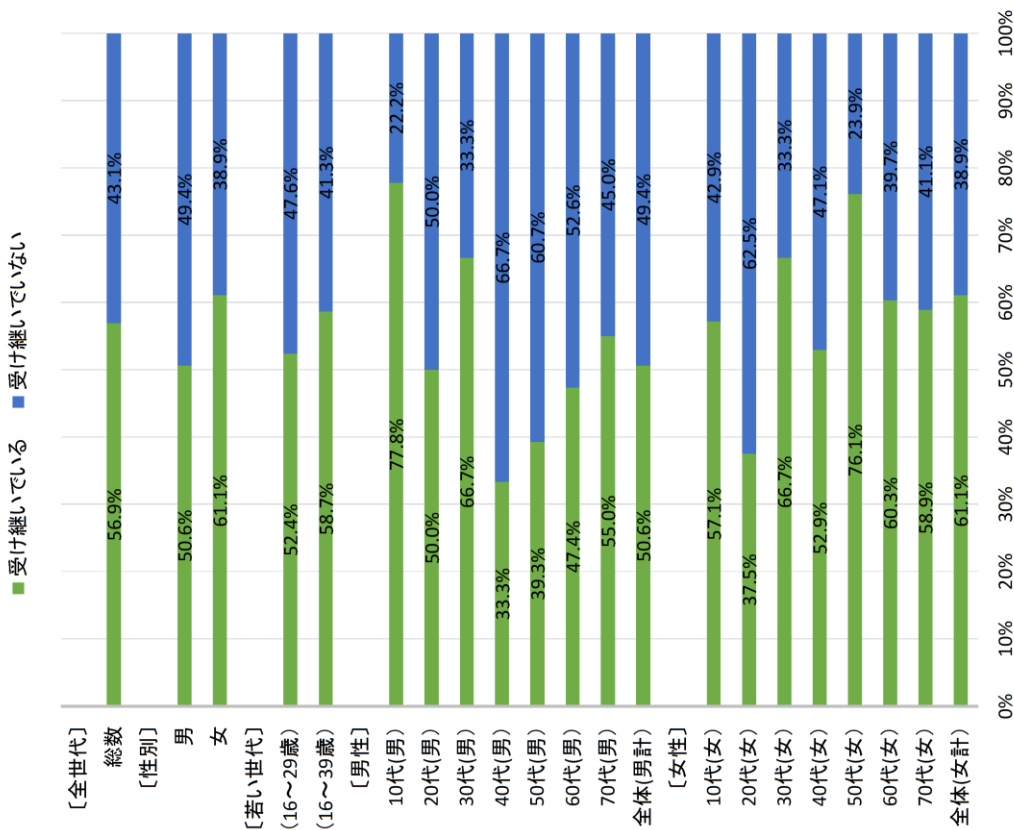
農林漁業体験の参加



農林漁業体験に関する質問では、家族の中で体験等に参加したことがある割合は29.6%です。

【設問】これまで、あなた又はあなたの家族の中で農林漁業体験に参加したことがある人はいいますか。

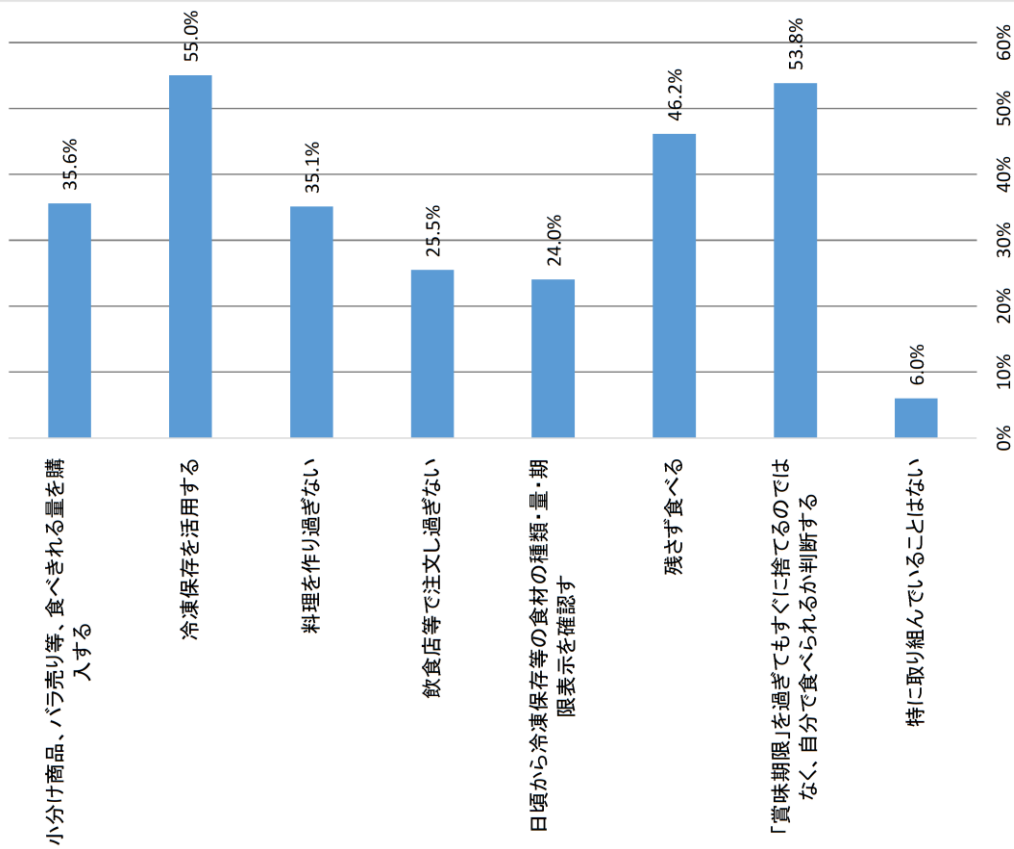
食文化の継承(1)



食文化に関する質問で、料理や味、食べ方などの作法などを受け継いでいるか聞いたところ56.9%が受け継いでいると回答しています。男性では年齢が上がるほど割合が増え、男女別に見ると、女性の割合が高く、女性では年齢が上がるほど割合が増えています。

【設問】
あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。

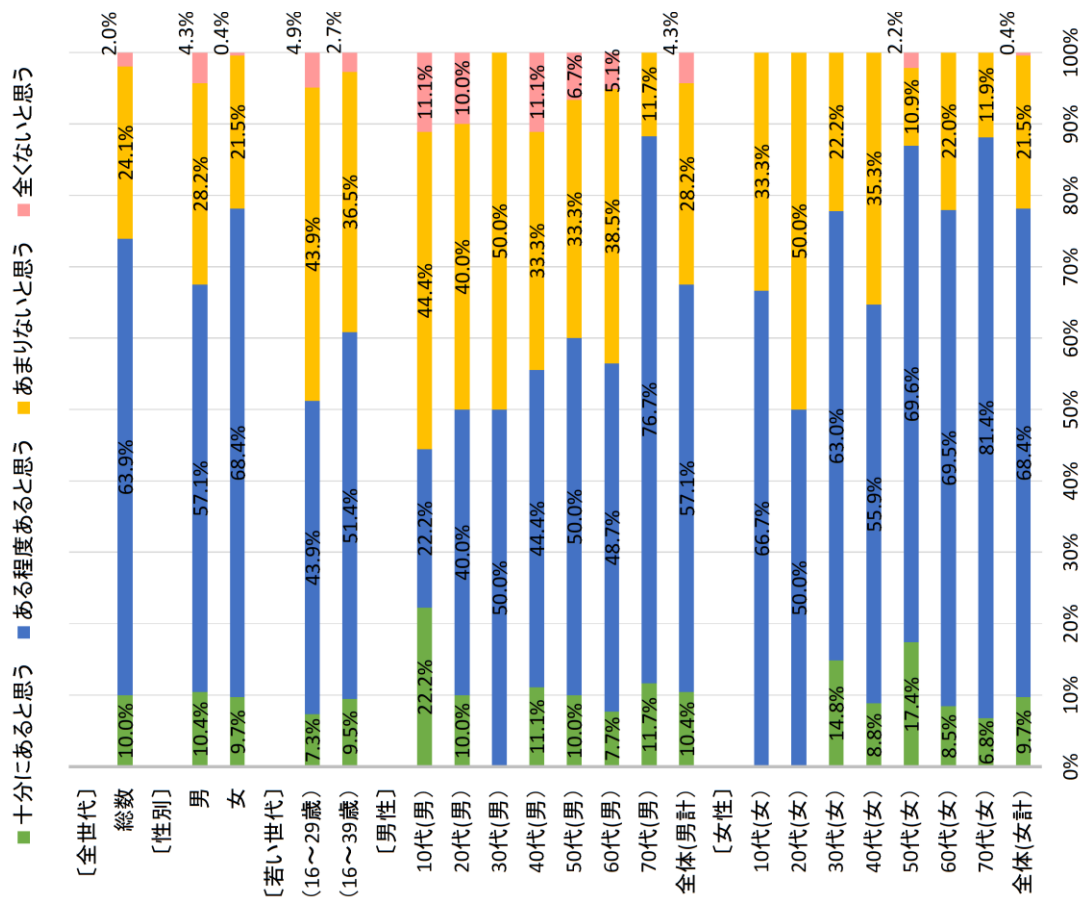
食品ロスへの取り組み



食品ロスへの取り組みについて質問したところ、「冷凍保存を活用する」が55.0%、次いで「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」が53.8%、「残さず食べる」が46.2%などとなっている。

【設問】
食品のゴミ（食品ロス）を少なくするために、あなたが取り組んでいることはありますか。【複数回答可】

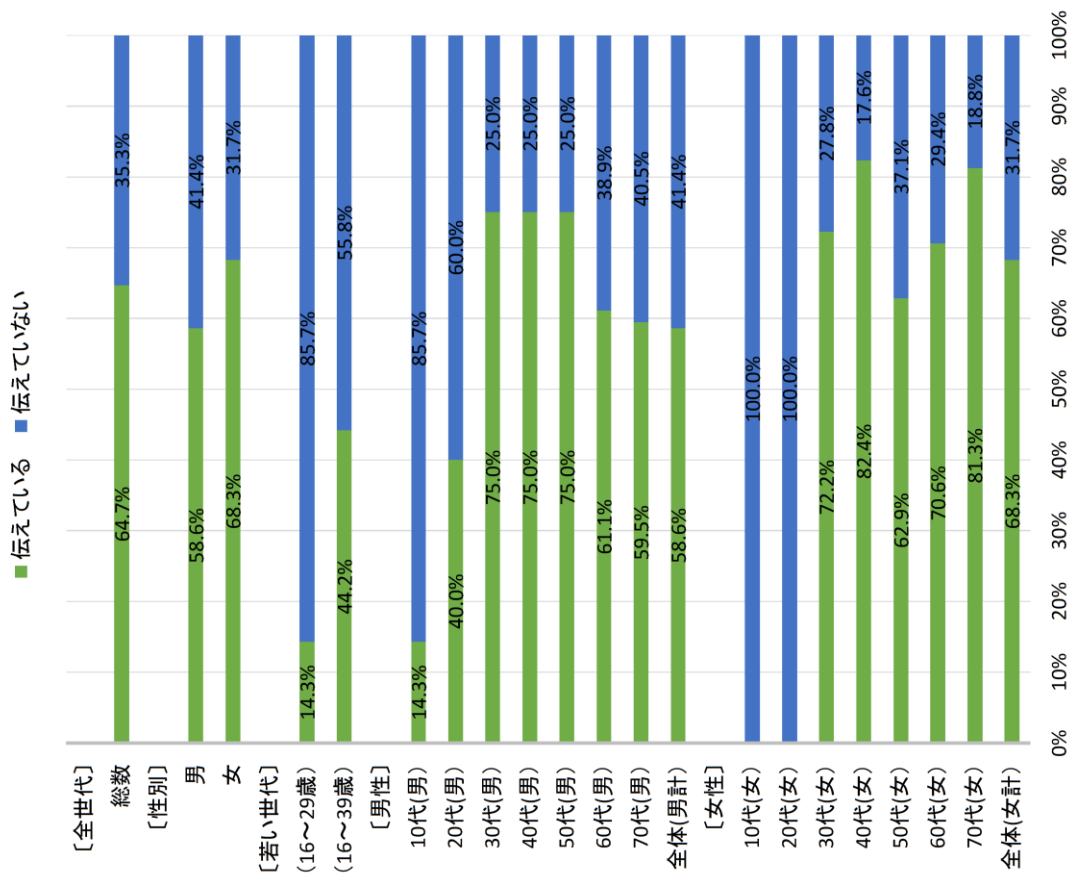
食の安全に関する知識



食の安全に関する知識について質問したところ、「十分にあると思う」、「ある程度あると思う」と回答した割合は73.9%となっています。世代別にみると、若い年代ほど割合が低くなっています。

【設問】
あなたは、食品の安全性に関する基礎的な知識をもっていますか。

食文化の継承(2)

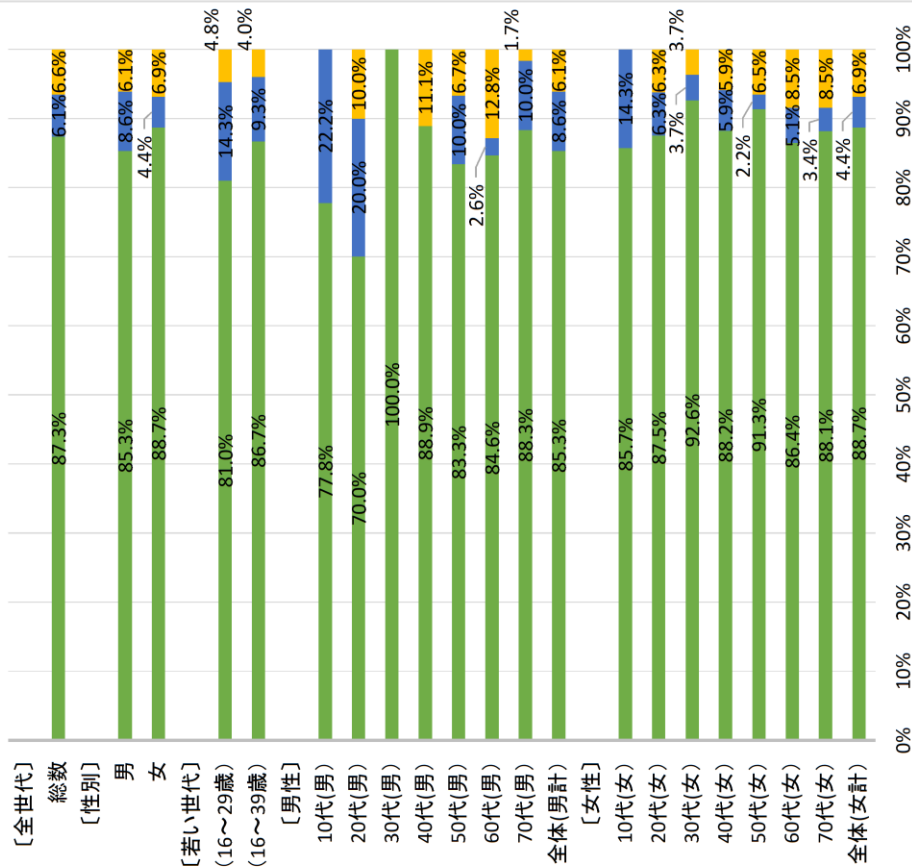


食文化の継承について、実践している人の割合は64.7%となっています。

【設問】
あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を地域や次世代（子供やお孫さんを含む）に伝えられていますか。

「地産地消」の認知度

- 言葉も意味も知っていた
- 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
- 言葉も意味も知らなかった

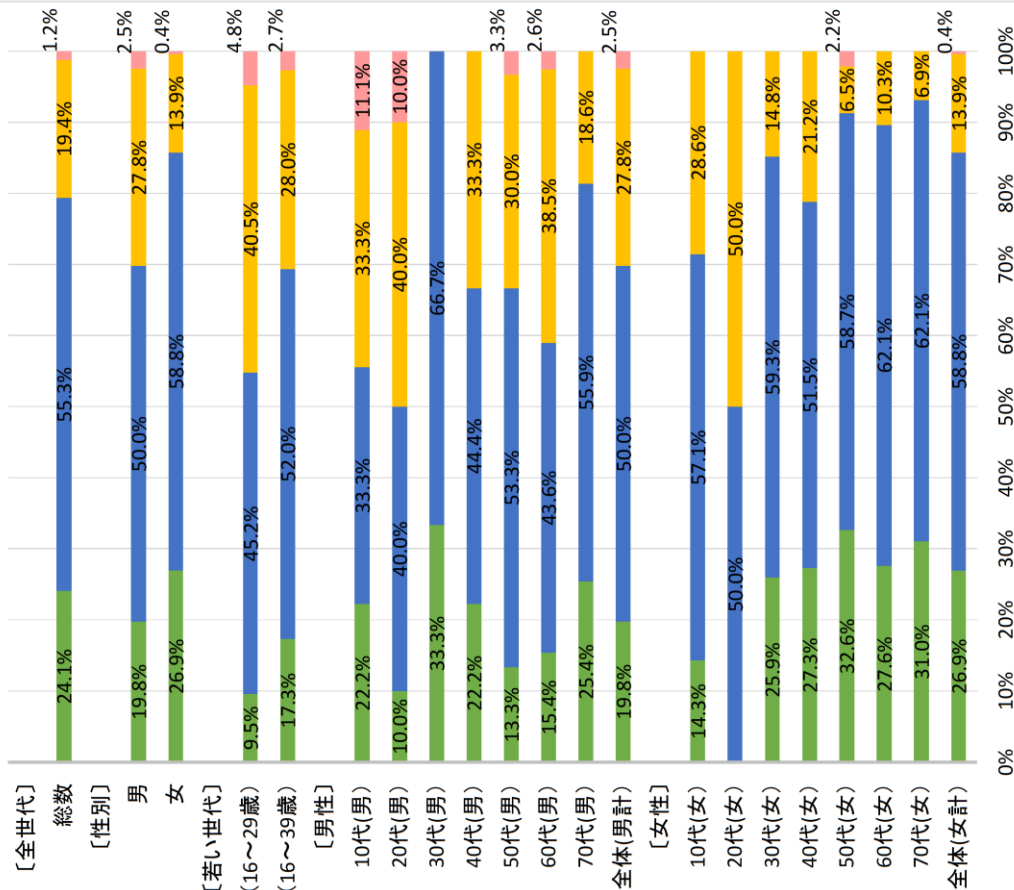


「地産地消」の認知度についての質問では、「言葉も意味も知っていた」と回答した方の割合が87.4%となっており、世代間で大きな差も無く、広く市民に知られていると思われる。

【設問】
あなたは、地産地消という言葉を知っていますか

食品の安全性に対する判断

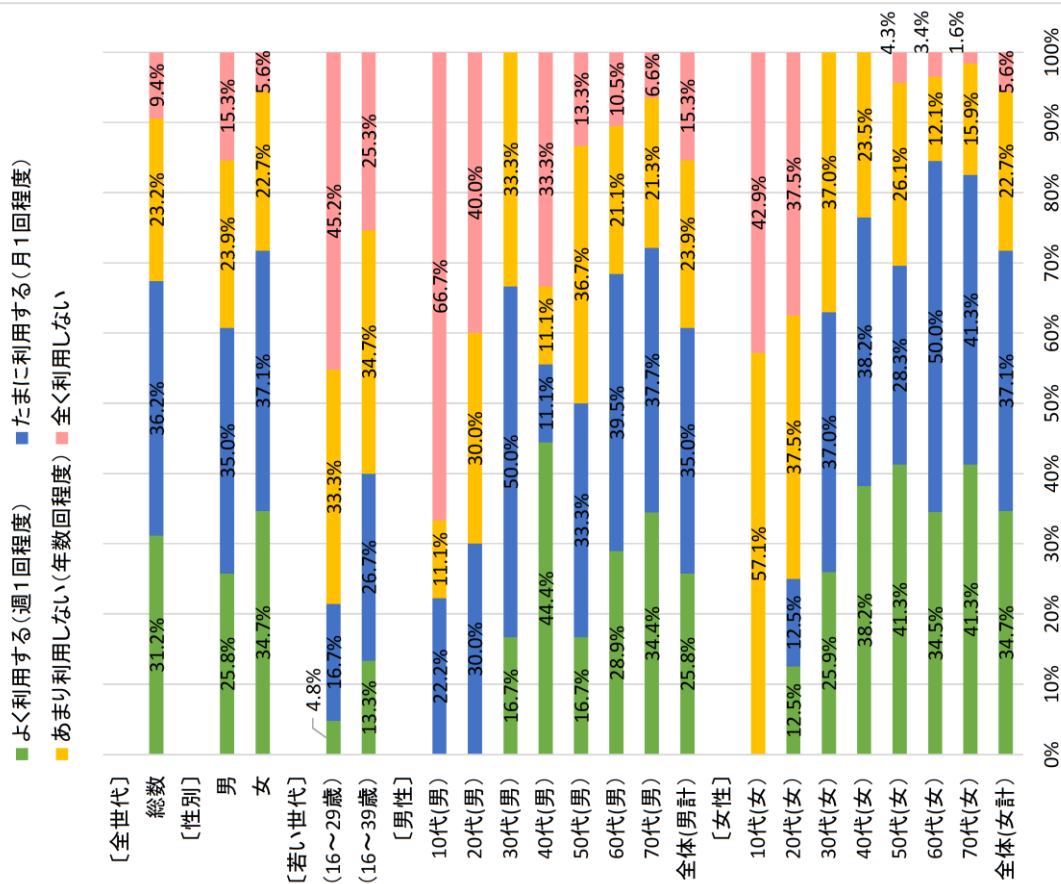
- いつも判断している
- 判断している
- あまり判断していない
- 全く判断していない



食品の安全性に対する判断について尋ねたところ、「いつも判断している」、「判断している」と回答した人の割合は79.4%です。
若い世代ほど低い割合となっています。

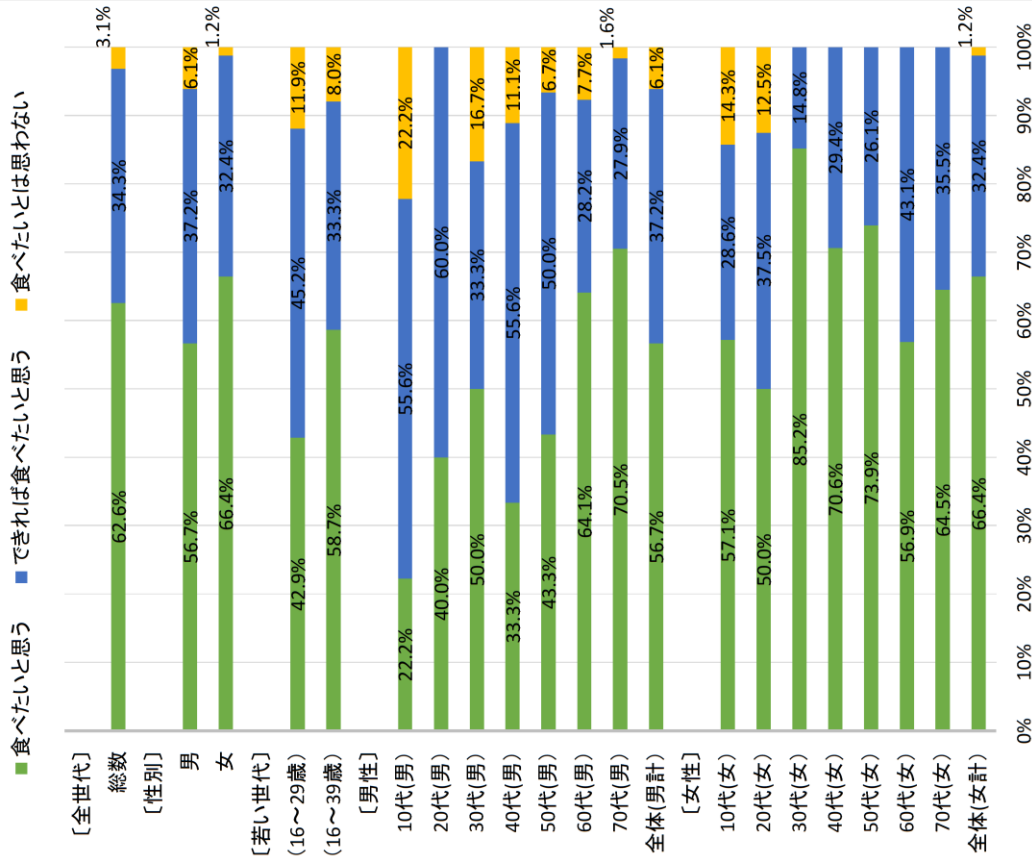
【設問】
あなたは、安全な食生活を送ることについて、どの程度判断していますか。

地元直売所の利用



「地産地消」の実践として、直売所の利用について質問したところ、「たまに利用する(月1回程度)」が36.2%、次いで「よく利用する(週1回程度)」が31.2%、「あまり利用しない(年数回程度)」が23.2%、「全く利用しない」が9.4%であった。女性性の利用が多いが、「地産地消」に関心が高い30代女性の利用頻度は低い傾向にあり、意識と行動に差が出ていることがわかります。

「地産地消」への意識

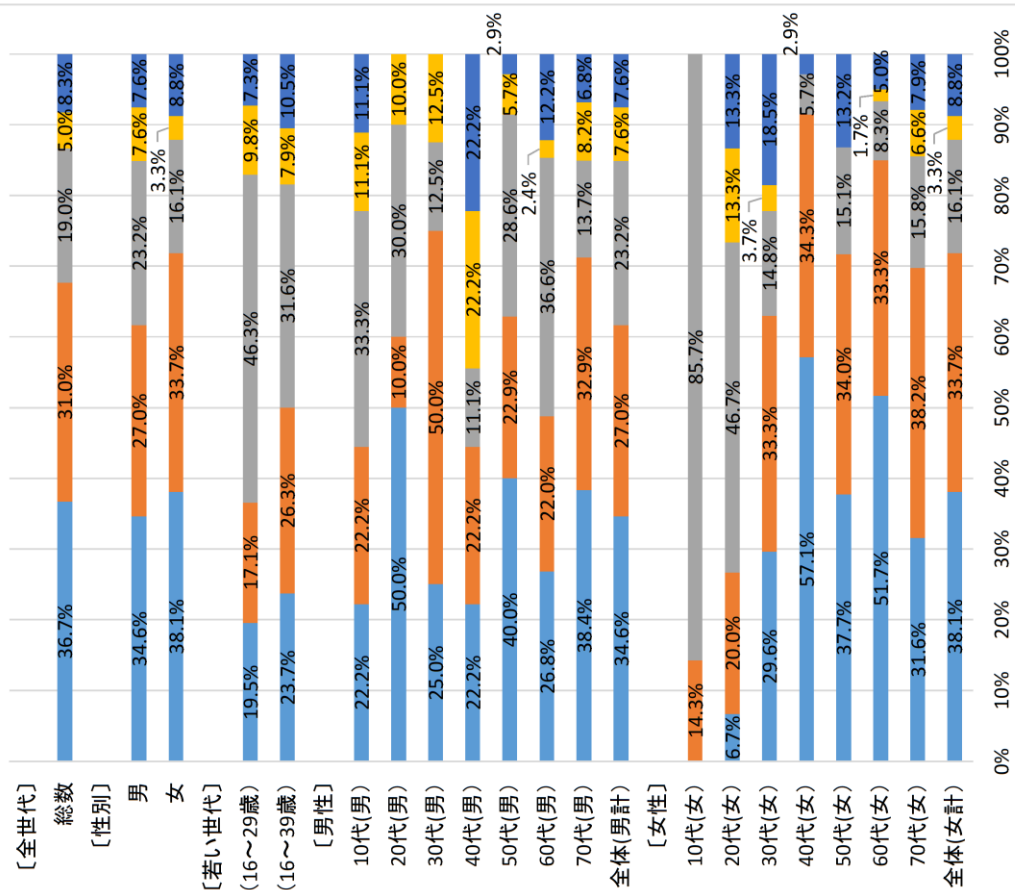


「地産地消」に対する意識について質問したところ、「地元食材を食べたいと思う」「できれば食べたいと思う」と回答した方の割合は96.9%でほとんどの市民が「地産地消」について意識をしています。女性性では30代から70代で全ての方が「食べたい」と回答しており、30代女性性では85%以上の方が「食べたい」と強く意識している傾向が見られます。

【設問】
あなたは、できるだけ地元の食材を食べたいと思いますか。

食品購入時の判断

■ 鮮度 ■ 安全性 ■ 価格 ■ 味 ■ 産地



食品に対して求めていることを質問したところ、「鮮度」が36.7%、次いで「安全性」が31.0%、価格「19.0%」、「味」が5.0%、「産地」が8.3%となっています。

【設問】

あなたは、食品を購入する際、一番重視することは何ですか。

北杜市食育・地産地消推進協議会

令和元年度北杜市食育・地産地消推進協議会委員名簿(順不同・敬称略)

NO	種別	氏 名	所 属 職 名	役職名	区 分	備 考
1	委嘱	馬場 君忠	北杜市農業委員会	会長	農業関係者	
2	委嘱	森野 晃広	ハケ岳やさい倶楽部	代表	農業関係者	
3	委嘱	小清水 八市	有) 清里ミルクプラント		農業関係者	畜産代表
4	委嘱	清水 茂	農) 営農たかね	理事	農業関係者	担い手組織代表
5	委嘱	渡辺 陽一	農) 白州鳥原平	理事	農業関係者	担い手組織代表
6	委嘱	高橋 勝彦	青春農産物直売所	代表	農業関係者	
7	委嘱	原 誠	ハケ岳ヤーコン組合	代表	農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	北杜市エコひいき地産地消協力店
8	委嘱	宮坂 直治	武川町農産物直売センター		農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	北杜市エコひいき地産地消協力店
9	委嘱	横内 正弘	有) 横内製麺	代表取締役	農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	北杜市エコひいき地産地消協力店
10	委嘱	新海 毅	梨北農業協同組合	組合長	農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	
11	委嘱	渡部 悟	梨北農業協同組合販売直販課	課長	農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	
12	委嘱	輿水 順彦	北杜市商工会	会長	農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	
13	委嘱	梶原 雅巳	北杜市フードバレー協議会	会長	農業関係者、農産物の加工、流通及び販売関係者を代表する者	
14	委嘱	齋木 和茂	北杜市代表区長会	会長	地域団体を代表する者	
15	委嘱	草野 香寿恵	北杜市消費者生活研究会	会長	消費者団体を代表する者	
16	委嘱	都倉 昭彦	北杜市立塩川病院	院長	医療関係者及び福祉関係者	
17	委嘱	飯塚 秀彦	北杜市立甲陽病院	院長	医療関係者及び福祉関係者	
18	委嘱	岩下 正二	北杜市歯科医師会	会長	医療関係者及び福祉関係者	
19	委嘱	利根川 昇	北杜市社会福祉協議会	会長	医療関係者及び福祉関係者	
20	委嘱	三井 勇	北杜市母子愛育会	会長	教育関係者及び保護者	
21	委嘱	五十嵐 咲子	北杜市食生活改善推進員協議会	会長	食生活改善団体を代表する者	
22	委嘱	矢崎 敏明	北杜市PTA連合会	会長	教育関係者及び保護者	
23	任命	小泉 修子	北杜市保育園園長会	会長	教育関係者及び保護者	いずみ保育園
24	委嘱	三井 紀子	北杜市保育園保護者連合会	会長	教育関係者及び保護者	三葉保育園
25	委嘱	時友 裕紀子	山梨大学教育人間科学部	教授	学識経験者	
26	委嘱	塚原 理宏	山梨県県民生活部消費生活安全課	課長	行政関係者	
27	任命	浅川 辰江	北杜市市民部	部長	行政関係者	
28	任命	伴野 法子	北杜市福祉部	部長	行政関係者	
29	任命	中山 晃彦	北杜市教育委員会教育部	部長	行政関係者	

第2次北杜市食と農の杜づくり推進計画

(令和2年度～令和 6年度)

発行日: 令和2年3月

発行者: 北杜市産業観光部商工・食農課

〒 408-0188 北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1111(代表)

URL <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>